

# 区民委員会報告資料

令和6年4月16日

報告事項件名	頁
1 公衆喫煙所の整備状況について	2
2 ワーク・ライフ・バランス推進制度の見直し案について	4
3 足立区ギャラクシティ（こども未来創造館、西新井文化ホール及び子育てサロン西新井）指定管理者の公募について	21
4 生涯学習総合施設（学びピア21）レストランの運営事業者の公募結果及び1階スペースの変更について	22
5 足立区スポーツ推進委員の委嘱について	23
6 東綾瀬公園温水プールでの鉄部塗装改修工事及び東湊江小学校の改築工事に伴う水泳授業について	25
7 高野小学校跡地スポーツ施設の設置に向けた進捗状況について	27
8 足立区立図書館館則の一部改正について	30
9 足立区立図書館協議会運営規則の制定について	33
10 孤立ゼロプロジェクト推進活動の令和6年度の新たな取り組み及びこれまでの実施状況について	36

(地域のちから推進部)

# 区民委員会報告資料

令和6年4月16日

件名	公衆喫煙所の整備状況について																																																		
所管部課名	地域のちから推進部地域調整課																																																		
内 容	<p>これまでの整備状況及び令和6年度の整備予定について、次のとおり報告する。</p>																																																		
	<p><b>1 これまでの整備状況</b></p>																																																		
	<p>令和元年度に当事業を開始後、これまでに計17か所の整備を行った（「コンテナ型喫煙所」11か所、「パーテーション型喫煙所」5か所、「暫定型」1か所）。</p>																																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>整備時期</th> <th>地区</th> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td rowspan="3">令和元年度</td> <td>梅島駅</td> <td>コンテナ型</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>北千住駅西口</td> <td rowspan="2">パーテーション型</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>五反野駅（四家交差点）</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td rowspan="7">令和2年度</td> <td>北千住駅東口</td> <td rowspan="3">コンテナ型</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>西新井駅東口</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>竹ノ塚駅東口</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>牛田駅／京成関屋駅</td> <td rowspan="4">パーテーション型</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>北千住駅西口（加熱式専用）</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>綾瀬駅西口</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>六町駅</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td rowspan="2">令和3年度</td> <td>綾瀬駅東口</td> <td rowspan="2">コンテナ型</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>江北地区</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>令和4年度</td> <td>西新井駅西口</td> <td>※ 暫定型</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td rowspan="4">令和5年度</td> <td>大師前駅</td> <td rowspan="4">コンテナ型</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>北綾瀬駅</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>江北駅</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>見沼代親水公園駅</td> </tr> </tbody> </table>	No.	整備時期	地区	種類	1	令和元年度	梅島駅	コンテナ型	2	北千住駅西口	パーテーション型	3	五反野駅（四家交差点）	4	令和2年度	北千住駅東口	コンテナ型	5	西新井駅東口	6	竹ノ塚駅東口	7	牛田駅／京成関屋駅	パーテーション型	8	北千住駅西口（加熱式専用）	9	綾瀬駅西口	10	六町駅	11	令和3年度	綾瀬駅東口	コンテナ型	12	江北地区	13	令和4年度	西新井駅西口	※ 暫定型	14	令和5年度	大師前駅	コンテナ型	15	北綾瀬駅	16	江北駅	17	見沼代親水公園駅
	No.	整備時期	地区	種類																																															
	1	令和元年度	梅島駅	コンテナ型																																															
	2		北千住駅西口	パーテーション型																																															
	3		五反野駅（四家交差点）																																																
	4	令和2年度	北千住駅東口	コンテナ型																																															
	5		西新井駅東口																																																
	6		竹ノ塚駅東口																																																
	7		牛田駅／京成関屋駅	パーテーション型																																															
	8		北千住駅西口（加熱式専用）																																																
	9		綾瀬駅西口																																																
	10		六町駅																																																
	11	令和3年度	綾瀬駅東口	コンテナ型																																															
	12		江北地区																																																
13	令和4年度	西新井駅西口	※ 暫定型																																																
14	令和5年度	大師前駅	コンテナ型																																																
15		北綾瀬駅																																																	
16		江北駅																																																	
17		見沼代親水公園駅																																																	
<p>※ 西新井駅西口については、駅前交通広場の整備、まちづくりの動向等により、将来的に移設を行うことを検討しているため、暫定型としている。</p>																																																			

## 2 令和6年度の整備予定箇所について

令和6年度は次の1か所の整備を予定している（「コンテナ型」）。

### (1) 整備箇所

千住大橋駅 交通広場内

### (2) 今後の予定

ア 設計、関係機関との調整

令和6年4月から令和6年12月まで（予定）

イ 工事

令和7年1月から令和7年3月まで（予定）

ウ 供用開始

令和7年3月（予定）

案内図



拡大イメージ図



# 区民委員会報告資料

令和6年4月16日

件名	ワーク・ライフ・バランス推進制度の見直し案について
所管部課名	地域のちから推進部多様性社会推進課
内容	<p>裾野を広げ、より多くのワーク・ライフ・バランスの取り組みを行う企業を応援するため、「認定」から「登録」制度としての見直し案を報告する。</p> <p><b>1 課題</b>（令和6年1月18日 区民委員会で報告済）</p> <p>(1) 現在の認定手法（労働条件審査・企業へのヒアリング等）だけでは、企業の労働条件の安全性を担保していくことが困難である。</p> <p>(2) 男女共同参画社会実現のためのワーク・ライフ・バランス推進制度であるが、区との契約のために、実態が伴っていないにもかかわらず3つ星認定を希望する事業者もいる。</p> <p>(3) 国の類似制度の登録を目指すまでのステップアップ支援等、多様な人が働きやすいよう取り組む企業を表彰する等、企業のPRにもつながる制度が必要である。</p> <p><b>2 目的</b></p> <p>(1) 区内企業の人材確保や定着を図っていくため、ワーク・ライフ・バランスを実態として実現する企業を増やしていく。</p> <p>(2) 区や企業が取り組み内容を公表することで、企業の信頼やイメージアップにつなげていく。</p> <p>(3) 国等の認定制度取得を支援する。</p> <p><b>3 見直しの主な概要</b></p> <p>(1) 区内企業全般に普及・啓発するため対象の企業規模は制限しない。</p> <p>(2) 登録期間2年（更新可能）</p> <p>(3) 改変の多い労働関係の法制度などの講習受講を必須要件とする。</p> <p>(4) チェック方式の分野別チェックシート（案）【別紙1】により、基準を満たした分野に登録する（複数分野の登録可）。</p> <p>《登録分野》</p> <p>① 健康経営の取り組み                      ② 女性活躍推進の取り組み</p> <p>③ 仕事と育児の両立支援                      ④ 仕事と介護等の両立支援</p> <p>※ 「労働法令の遵守」シートは必須分野とする。</p>

【主な比較】

項目	改正前	改正後	
制度内容	認定	登録	
対象	300人以下の中小企業	企業規模の制限なし	
期間	3年	2年	
申請時 手続き	労働法 関連	社労士による一部の労働 関係等の法的書類審査	社労士による 講習受講を必須
	取組内容 の評価	文章で記述	設問を細分化し、チェ ック方式による明確化 (一定基準をクリア)

4 登録までのスケジュール（予定）

- (1) 令和6年6月 登録エントリー募集開始（10月末募集締切）
- (2) 令和6年9月～12月 講習受講
- (3) 令和6年12月～令和7年1月 登録申請受付
- (4) 令和7年3月 登録決定

5 応援サービス（案）

- (1) 登録企業へのサービスは企業のPRや社員の定着・人材確保に資するものを選定する。また、国や都の認定取得ができるよう専門家を派遣するなどの支援を行う。
- (2) 一定の評価が必要とされる契約加点や融資などのサービスは表彰企業を対象として検討する。
- (3) 応援サービスの案

項目	認定 (参考)	登録 のみ	登録		
			継続 登録 表彰	特別 表彰	
PR	ロゴの提供・登録証を 授与	○	○	○	○
	取り組みを区SNSや ハンドブック等でPR	○	○	○	○
契約関連	指定管理者制度の業者 選定時の加点	★★★ ○	×	△	○
	施工能力審査型総合評 価方式による競争入札 時の加点	★★★ ○	×	△	○
	公募型プロポーザル方 式による業者選定時の 加点	★★★ ○	×	△	○

項目		認定	登録	登録	
				継続登録表彰	特別表彰
資金	中小企業融資（一般事業資金）の金利優遇	○	○	○	○
	信用保証料の一部補助	★★★ ○	×	△	○
施設利用	男女参画プラザ貸出施設貸出団体への登録	○	○	○	○
	生涯学習・スポーツ施設使用料減額	○	○	○	○
	あだち産業センター交流室貸出団体への登録	○	○	○	○
研修等	専門家派遣	○	○	○	○
	講師派遣（出前講座）	○	○	○	○
	ビジネスマナー研修	○	○	○	○
	健康増進講座	/	○	○	○

※ 認定企業は認定期間終了まで、登録企業・表彰企業は令和7年4月1日からのサービス提供を予定。

※ △は、継続登録表彰企業のうち一定の基準を達成している場合。

## 6 継続登録表彰

登録企業が2回目の更新をしたとき（登録4年を継続）は表彰することができる。

## 7 特別表彰

登録企業が次に掲げるいずれかに該当するときは特別表彰することができる。

- (1) 厚生労働省「えるぼし認定」「プラチナえるぼし認定」
- (2) 厚生労働省「トライくるみん認定」「くるみん認定」「プラチナくるみん認定」
- (3) 経済産業省「健康経営優良法人認定」
- (4) 健康保険組合連合会「健康優良企業『銀の認定』『金の認定』」

※ 各項目の概要については【別紙2】参照

## 8 認定事業の取り扱いについて

- (1) 登録制度の運用開始に伴い、認定事業について令和6年度からは新規募集及び更新は終了とする。
- (2) 現認定企業は、認定期間終了まで認定は有効となり、現行の応援サ

ービスも継続する。

**【参考】現認定企業の状況**

認定期間	企業数
令和3年～令和6年	11社
令和4年～令和7年	86社
令和5年～令和8年	32社

※ 認定期限は各年11月30日まで

- (3) 登録制度へは順次、希望に応じて登録を案内していく。
- (4) 認定と並行して登録は可能。
- (5) 現認定企業は、登録制度で行う講習を受講することができる。

**9 今後の方針**

- (1) 令和6年度からの制度開始に向け、関連要綱等の整備を行う。
- (2) 募集要項が整い次第、議会報告のうえ区内企業へ周知を行う。

企業名

申請年月日 (            年    月    日)

【項目】		記入欄
会社概要	代表者役職	
	代表者氏名	
	所在地	
	電話番号	
	FAX番号	
	Eメールアドレス	
	ホームページアドレス	
	創業年月日	
	業種	
	主な事業内容	
	資本金	
	売上高	
	担当者名	
	担当者連絡先	
内訳	従業員数(申請日現在)	人
	正社員	人
	うち女性	人
	パート	人
	うち女性	人
	派遣労働者	人
	うち女性	人
	健康保険	協会けんぽ            ・その他(            )
平均勤続年数	正社員	年
	うち女性	年



# 基礎情報チェックシート

企業名

申請年月日 (            年        月        日)

【項目】		記入欄	
基礎情報	年齢構成	20代以下	人(うち女性 人)
		30代	人(うち女性 人)
		40代	人(うち女性 人)
		50代	人(うち女性 人)
		60代	人(うち女性 人)
		70代以上	人(うち女性 人)
		管理職者数	全数
	うち女性		人
	育児休業取得者数	対象者(男性社員)	人
		取得者(男性社員)	人
		男性の育児休業取得割合	%
		対象者(女性社員)	人
		取得者(女性社員)	人
		女性の育児休業取得割合	%
	介護休暇取得者数	対象者(男性社員)	人
		取得者(男性社員)	人
		男性の介護休業取得割合	%
		対象者(女性社員)	人
		取得者(女性社員)	人
		女性の介護休業取得割合	%
	1日の所定労働時間		
年間労働時間	一人当たりの年間実労働時間		
	一人当たりの所定内労働時間		
	一人当たりの所定外労働時間		
年次休暇取得率	合計付与日数 (繰越日数・特別休暇含まず)		
	合計取得日数 (特別休暇含まず)		
	所得率		
年間の法定外労働時間が360時間を超える労働者の存否(管理職含む)			

「健康経営の取組み」 分野別チェックシート

企業名

【健康経営の取組み】		記入欄
1	経営者が従業員の健康増進等に努める意思を宣言 ※右記内容が記載された根拠資料の添付	<input type="checkbox"/> 保険者の健康宣言事業に参加している。 <input type="checkbox"/> 区の「元気な職場づくり応援事業(健康経営)」に認定されている。 <input type="checkbox"/> 会社独自で宣言を実施している。
2	上記健康宣言の社内への周知方法 ※メール本文や掲示内容の写しの添付	<input type="checkbox"/> 従業員個人宛(電子媒体含む)通知 <input type="checkbox"/> 掲示板や文書回覧(電子媒体含む)など従業員の誰もが目に見える場所への掲示 <input type="checkbox"/> その他( )
3	上記健康宣言の社外への発信 ※掲示箇所の写真やHPの写し等の添付	<input type="checkbox"/> 来訪者がいつでも閲覧できる場所に掲示 <input type="checkbox"/> 社外向けにHP、SNSなどで公表 <input type="checkbox"/> その他( )
4	従業員の健康増進を図るための組織的位置付けがある。また、それを担う担当者がいる。 ※右記内容が記載された根拠資料の添付	<input type="checkbox"/> 組織的位置付け <input type="checkbox"/> 担当者設置
5	年1回の定期健診を実施している。	<input type="checkbox"/> 受診率___%
6	年1回の40歳以上の特定健診を実施している。	<input type="checkbox"/> 受診率___%
7	労働安全衛生法に定められたストレスチェックを実施している。	<input type="checkbox"/> 受診率___% (企業規模:従業員数 <input type="checkbox"/> 50人以上 <input type="checkbox"/> 50人未満)
8	従業員の健康増進を図るため、健康に関する研修会等を実施している。 ※実施結果等の実績が記載された根拠資料の添付	<input type="checkbox"/> 管理職または従業員に対し、社内や社外の研修(eラーニング等含む)を実施 <input type="checkbox"/> 衛生管理者や健康づくり担当者等の代表者を社外研修参加 <input type="checkbox"/> その他( )
9	全従業員に、健康をテーマとした情報提供及び周知を行っている。 ※周知内容の写し(1回分)	<input type="checkbox"/> 毎月1回以上の頻度 <input type="checkbox"/> 毎月1回未満の頻度
10	従業員の食生活改善の取組みをしている。 ※右記内容が記載された根拠資料の添付	<input type="checkbox"/> 社員食堂、金銭補助等を通じて健康に配慮した食事を摂取できるような環境整備を行っている。 <input type="checkbox"/> 自動販売機等において健康に配慮した飲料・栄養補助食品を提供している。 <input type="checkbox"/> 定期的・継続的な食生活改善に向けた企画を実施している。(例:野菜から食べる、料理教室等) <input type="checkbox"/> その他( )

「健康経営の取組み」分野別チェックシート

企業名

【健康経営の取組み】		記入欄
11	従業員の運動機会を増加させる取組みをしている。 ※右記内容が記載された根拠資料の添付	<input type="checkbox"/> 職場外のスポーツクラブ等の提携・利用補助を行っている。
		<input type="checkbox"/> 職場において集団で運動を行う時間を設けている。 (例:ラジオ体操、ストレッチ等)
		<input type="checkbox"/> 運動習慣定着のため、徒歩通勤や自転車通勤のための支援や働きかけを行っている。
		<input type="checkbox"/> その他( )
12	敷地内禁煙、屋内完全禁煙及び分煙など受動喫煙防止対策に関する取組みをしている。 ※右記内容が記載された根拠資料の添付	<input type="checkbox"/> 敷地内禁煙
		<input type="checkbox"/> 屋内完全禁煙
		<input type="checkbox"/> 分煙
13	メンタルヘルス不調の予防や、メンタルヘルス不調者に対する相談窓口を設け、周知している。 ※右記内容が記載された根拠資料の添付	<input type="checkbox"/> 従業員への定期的な面談・声かけ
		<input type="checkbox"/> メンタルヘルスの相談窓口の設置及び周知
		<input type="checkbox"/> ハラスメント相談窓口・内部通報窓口の設置及び周知
		<input type="checkbox"/> その他( )
14	過去3年以内に労働基準法、労働安全衛生法など、従業員の健康管理に関連する法令等に違反していない。	<input type="checkbox"/> 労働基準法
		<input type="checkbox"/> 労働安全衛生法
		<input type="checkbox"/> その他( )

「女性活躍推進の取組み」分野別チェックシート

企業名

【女性活躍推進の取組み】		記入欄	
1	女性が働きやすい職場を目指すことについての会社の方針や、経営層の考え方が作成されている。 ※右記内容が記載された根拠資料の添付	<input type="checkbox"/> 女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定・届け出している(常時雇用する従事者が101人以上の場合)。 <input type="checkbox"/> その他( )	
2	上記内容の従業員への周知方法 ※メール本文や掲示内容の写しの添付	<input type="checkbox"/> 従業員個人宛(電子媒体含む)通知 <input type="checkbox"/> 掲示板や文書回覧(電子媒体含む)など従業員の誰もが目にできる場所への掲示 <input type="checkbox"/> その他( )	
3	採用・人事制度 ※右記内容が記載された根拠資料の添付	<input type="checkbox"/> 女性が活躍できる職場であることについての積極的広報 <input type="checkbox"/> 一般職等の業務範囲の拡大・昇進の上限の見直し・処遇改善 <input type="checkbox"/> 一般職等から総合職等への転換制度の積極的な運用 <input type="checkbox"/> 育児・介護・配偶者の転勤等を理由とする退職者の再雇用 <input type="checkbox"/> 採用時のコース区分の廃止・再編 <input type="checkbox"/> 非正社員から正社員への転換制度の積極的運用	
4	女性労働力の積極的な活用に取組んでいる。	管理監督職員の女性の割合	%
		採用した労働者の女性の割合	%
5	昇任・昇格の制度 ※右記内容が記載された根拠資料の添付	<input type="checkbox"/> 昇任・昇格等は、性別によらず、従業員それぞれの能力に応じて行っている。 <input type="checkbox"/> 結婚、出産、育児・介護休業の取得が、昇進・承認の妨げにならない。	
6	職場の意識改革 ※人材育成計画等の右記内容が記載された根拠資料の添付	<input type="checkbox"/> ハラスメント防止の研修または周知啓発を実施 <input type="checkbox"/> お茶くみや補助的業務は性別に関わらず行っている。 <input type="checkbox"/> 女性にキャリアアップ意識醸成のための研修を実施 <input type="checkbox"/> 将来のキャリアにつながる仕事を性別に関わらず担当している。 <input type="checkbox"/> 女性労働者の積極的・公正な育成・評価に向けた上司へのヒアリング <input type="checkbox"/> 管理職に対し、部下が性別に関わらず職場と家庭の両立ができるよう支援、育成の意識啓発(研修など)を実施 <input type="checkbox"/> その他( )	

「女性活躍推進の取組み」 分野別チェックシート

企業名

【女性活躍推進の取組み】		記入欄
7	女性が働きやすい設備や環境整備を行っている。 ※右記内容が記載された根拠資料の添付	<input type="checkbox"/> 男女別の更衣室
		<input type="checkbox"/> 男女別、あるいはオールジェンダーの個室トイレの設置
		<input type="checkbox"/> その他( )
8	女性が働き続けていくことのできる相談体制が充実している。 ※右記内容が記載された根拠資料の添付	<input type="checkbox"/> 就業規則にハラスメント禁止の規定があり相談窓口を設置
		<input type="checkbox"/> 職階等に応じた女性同士の交流機会の設定等によるネットワーク形成支援
		<input type="checkbox"/> その他( )
9	女性のロールモデル(管理職登用・キャリアアップ等)となる人材についての情報を、社内報などで従業員に対して発信している。 ※右記内容が記載された根拠資料の添付	<input type="checkbox"/> 若手に対する多様なロールモデル・多様なキャリアパスの事例の掲示板や社内報などでの紹介
		<input type="checkbox"/> ロールモデルとなる女性同士の交流機会の設定等によるネットワーク形成支援
		<input type="checkbox"/> その他( )

「仕事と育児の両立支援」分野別チェックシート

企業名

【仕事と育児の両立支援】		記入欄
1	子育てと仕事を両立できる職場を目指すことについての会社の方針や、経営層の考え方が作成されている。 ※右記内容が記載された根拠資料の添付	<input type="checkbox"/> 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定・届け出している(常時雇用する従事者が101人以上の場合)。 <input type="checkbox"/> その他( )
2	上記内容の従業員への周知方法 ※メール本文や掲示内容の写しの添付	<input type="checkbox"/> 従業員個人宛(電子媒体含む)通知 <input type="checkbox"/> 掲示板や文書回覧(電子媒体含む)など従業員の誰もが目に見える場所への掲示 <input type="checkbox"/> その他( )
3	妊娠中の職場環境の整備	<input type="checkbox"/> 妊娠中や出産後の女性の健康の確保や不妊治療などの諸制度を管理監督者に研修や勉強会で周知や情報提供ができている。 <input type="checkbox"/> 妊娠中や出産後の女性の健康の確保について社内に制度の周知や情報提供ができています。 <input type="checkbox"/> 妊娠期間中も悪阻や健診時など必要に応じて休暇が取得できる。 <input type="checkbox"/> 妊娠期間中も必要に応じて勤務時間の短縮ができる。 <input type="checkbox"/> 不妊治療を受ける従事者に配慮した休暇などの措置がある。 <input type="checkbox"/> その他( )
4	育児休業の取得推進 ※右記内容が記載された根拠資料の添付	<input type="checkbox"/> 男女ともに社員の希望に応じて育児休業が取得できる。 <input type="checkbox"/> 管理監督者に対し最新の育児休業に関する研修や情報提供を行い男女ともに育児休業を取得しやすい環境づくりがある。 <input type="checkbox"/> 管理監督者から対象となる従業員に育児休業の取得勧奨を行う。 <input type="checkbox"/> 育児休業中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直しを行っている。 <input type="checkbox"/> その他( )
5	育児中の従業員に対し、勤務時間を本人の希望に応じて柔軟に対応している。	<input type="checkbox"/> 所定外・時間外労働、深夜業を制限している。 <input type="checkbox"/> 短時間勤務制度を選択できる。 <input type="checkbox"/> フレックスタイム制度がある。 <input type="checkbox"/> 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げの制度がある。 <input type="checkbox"/> 子どもの看護休暇が取得できる。 <input type="checkbox"/> 時間単位の休暇が取れる。 <input type="checkbox"/> その他( )

「仕事と育児の両立支援」分野別チェックシート

企業名 \_\_\_\_\_

【仕事と育児の両立支援】		記入欄
6	育児中の従業員に対し、勤務内容・勤務地など本人の希望に応じて柔軟に対応している。	<input type="checkbox"/> 職務に限定制度がある。
		<input type="checkbox"/> 勤務地に限定制度がある。
		<input type="checkbox"/> その他( )
7	円滑な職場復帰への支援を行っている。 ※右記内容が記載された根拠資料の添付	<input type="checkbox"/> 職場から情報提供がある。
		<input type="checkbox"/> 現況確認の面談がある。
		<input type="checkbox"/> その他( )
8	育児休業後復帰した従業員がいる。	<input type="checkbox"/> 女性 人
		<input type="checkbox"/> 男性 人
		<input type="checkbox"/> 対象従業員がない
9	子育て中の社員の有無	<input type="checkbox"/> 有・男性の人数 ____人
		<input type="checkbox"/> 有・女性の人数 ____人
		<input type="checkbox"/> 対象従業員がない
10	子育て中の配慮を行う社員の性別	<input type="checkbox"/> 女性のみ
		<input type="checkbox"/> 性別を問わず
11	短時間勤務の対象となる子の年齢	<input type="checkbox"/> 3歳未満
		<input type="checkbox"/> 未就学児
		<input type="checkbox"/> 小学校3年生まで
		<input type="checkbox"/> 小学校6年生まで
		<input type="checkbox"/> 中学校3年生まで
		<input type="checkbox"/> その他( )
12	看護休暇の対象となる子の年齢	<input type="checkbox"/> 3歳未満
		<input type="checkbox"/> 未就学児
		<input type="checkbox"/> 小学校3年生まで
		<input type="checkbox"/> 小学校6年生まで
		<input type="checkbox"/> 中学校3年生まで
		<input type="checkbox"/> その他( )

「仕事と介護等の両立支援」分野別チェックシート

企業名

【仕事と介護等の両立支援】		記入欄
1	介護と仕事を両立できる職場を目指すことについての会社の方針や、経営層の考え方が作成されている。 ※右記内容が記載された根拠資料の添付	<input type="checkbox"/> 方針がある。 <input type="checkbox"/> その他( )
2	上記内容の従業員への周知方法 ※メール本文や掲示内容の写しの添付	<input type="checkbox"/> 従業員個人宛(電子媒体含む)通知 <input type="checkbox"/> 掲示板や文書回覧(電子媒体含む)など従業員の誰もが目にできる場所への掲示 <input type="checkbox"/> その他( )
3	介護等に関する休業制度が規定として整備されている。 ※右記内容が記載された根拠資料の添付	<input type="checkbox"/> 法定通りの介護休業(通算93日まで年3回上限)を整備している。 <input type="checkbox"/> 法定上の介護休業を整備している。
4	介護等に関する制度、具体的な内容が従業員に周知されている。 ※右記内容が記載された根拠資料の添付	<input type="checkbox"/> 従業員個人宛(電子媒体含む)通知 <input type="checkbox"/> 掲示板や文書回覧(電子媒体含む)など従業員の誰もが目にできる場所への掲示 <input type="checkbox"/> その他( )
5	介護等に関する休暇制度が活用されている。	<input type="checkbox"/> 法定通りの介護休暇(1人年5日)が取得できる。 <input type="checkbox"/> 法定を超えた介護休暇が取得できる。
6	介護休業を取得後、職場復帰をした従業員がいる。	<input type="checkbox"/> いる 人 <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 対象の従業員がいない
7	介護中の従業員に対し、勤務時間を本人の希望に応じて柔軟に対応している。	<input type="checkbox"/> 所定外労働時間の制限を請求することができる。 <input type="checkbox"/> 短時間勤務制度を選択できる。 <input type="checkbox"/> フレックスタイム制度がある。 <input type="checkbox"/> 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ、時差出勤の制度がある。 <input type="checkbox"/> 在宅勤務ができる。 <input type="checkbox"/> 時間単位の休暇が取れる。 <input type="checkbox"/> 介護サービスの費用助成がある。 <input type="checkbox"/> その他( )



「仕事と介護等の両立支援」分野別チェックシート

企業名

【仕事と介護等の両立支援】		記入欄
8	介護休業取得者の担当業務のフォロー体制を整えている。※右記内容が記載された根拠資料の添付	<input type="checkbox"/> 介護休業中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直しを行っている。 <input type="checkbox"/> その他( )
9	円滑な職場復帰への支援を行っている。※右記内容が記載された根拠資料の添付	<input type="checkbox"/> 職場から情報提供がある。 <input type="checkbox"/> 現況確認の面談がある。 <input type="checkbox"/> その他( )
10	地域活動・ボランティアなどの休暇制度がある。	<input type="checkbox"/> 地域活動に参加するための休暇制度がある。 <input type="checkbox"/> ボランティアに参加するための休暇制度がある。 <input type="checkbox"/> その他( )

「労働法令の遵守」チェックシート

企業名

【労働法令の遵守】		記入欄
労働基準法	1 労働条件の明示 ※労働条件通知書など(1人分)	<input type="checkbox"/> 採用時に、賃金・労働時間その他労働条件を明記した書面を交付している。
	2 就業規則 ※就業規則	<input type="checkbox"/> 就業規則を作成している(常時10人以上の従業員を使用する場合)。
		<input type="checkbox"/> 就業規則を作成、変更する際、労働基準監督署に届けている。
	3 賃金 ※就業規則、賃金規定など	<input type="checkbox"/> 従業員へ直接、全額を通貨で毎月1回以上、一定の期日を定めて支払っている。
		<input type="checkbox"/> 賃金から法令で定められているもの以外を控除する場合、従業員の過半数代表または労働組合と労使協定を締結している。
		<input type="checkbox"/> 賃金は地域別最低賃金、産業別最低賃金のいずれも上回っている。
4 休憩時間 ※就業規則	<input type="checkbox"/> 1日の労働時間が6時間を超える場合は45分、8時間を超える場合は1時間の休憩時間を与えている。	
5 時間外・休日労働 ※就業規則	<input type="checkbox"/> 従業員に法定労働時間を超えて、法定の休日に労働させる場合に、あらかじめ労使で労働基準法第36条に基づく書面による協定(「36協定」)を締結し、労働基準監督署に届けている。	
	<input type="checkbox"/> 社内に工場・支店などがある場合、個別に36協定を締結し、労働基準監督署に届けている。	
	<input type="checkbox"/> 法定労働時間外、休日または深夜に従業員を労働させた場合、労働基準法第37条に規定する割増賃金を支払っている。	
6 年次有給休暇 ※就業規則	<input type="checkbox"/> 従業員が6か月継続勤務し、その8割以上を出勤した場合には法で定められた日数以上の有給休暇を与えている(アルバイト、パート等も同様)。	
	<input type="checkbox"/> 労使協定を締結した場合、年に5日を限度として、時間単位の年次有給休暇を与えている。	
	<input type="checkbox"/> 従業員に対し、有給休暇を継続勤務年数1年ごとに1日(3年6か月以降は2日)を加算し、総日数が20日に達するまで与えている。	
	<input type="checkbox"/> 年次有給休暇が10日以上付与されている従業員について、従業員ごとに年休付与日から1年以内に5日間取得していない場合、時季を指定して取得させている。	
7 妊産婦等 ※就業規則	<input type="checkbox"/> 6週間以内(多胎妊娠の場合14週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合、休業させている。	
	<input type="checkbox"/> 産後8週間以内の女性を休業させている。(※産後6週間を経た女性が請求した場合医師が支障がないと認めた場合は除く)	
	<input type="checkbox"/> 1歳未満の子どもを育てる女性から請求があった場合、1日2回各々少なくとも30分の育児時間を与えている。	
労働安全衛生法	8 健康診断 ※就業規則(労働基準監督署の收受印があるもの)、定期健康診断結果報告、総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告、心理的な負担の程度を把握するための検査結果報告書等の実施結果の確認がわかる資料の添付	<input type="checkbox"/> 健康診断(雇い入れ時、定期、特定業務従事者)を実施している。
		<input type="checkbox"/> 常時50人以上の従業員がいる場合、衛生管理者・産業医等を、また事業規模や業務に応じ、安全衛生推進者・衛生推進者・作業主任者等を選任している。
		<input type="checkbox"/> 常時50人以上の従業員がいる場合、医師等による検査(ストレスチェック)を実施している。
		<input type="checkbox"/> 常時50人以上の従業員がいる場合、従業員がいる場合、安全委員会・衛生委員会を設置している。

「労働法令の遵守」チェックシート

企業名

【労働法令の遵守】		記入欄
		<input type="checkbox"/> 安全衛生教育(雇入れ時、配置転換、危険又は有害業務に就かせるとき)を実施している。
高年齢者雇用安定法	9 高年齢者雇用安定法 ※就業規則	<input type="checkbox"/> 定年がある場合、60歳以上としている。 65歳未満に定年を定めている場合 <input type="checkbox"/> 定年を引き上げている____歳 <input type="checkbox"/> 継続雇用制度を導入している。 <input type="checkbox"/> 定年制を廃止した。
		<input type="checkbox"/> 業種・規模等を問わず、従業員を一人でも雇った場合は雇用保険及び労災保険に加入し、法の規定による各種届出等を行っている。 <input type="checkbox"/> 1週の所定労働時間が20時間以上で、31日以上雇用見込みがある物はすべて雇用保険に加入している。
雇用・労災	10 雇用保険法・労働災害保険 ※労働保険関係成立届写し	<input type="checkbox"/> 法人事業所、従業員が5人以上の個人事業所(飲食業・サービス業・農林漁業等を除く)の場合、1事業ごとに健康保険及び厚生年金の法定手続きを行っている。 <input type="checkbox"/> パートタイマーやアルバイト等でも所定の労働日数が常時雇用者の3/4以上の者を健康保険・厚生年金に加入している。
健保・年金	11 健康保険・厚生年金 ※新規適用届写し	<input type="checkbox"/> 育児休業制度等の規定を整備し、従業員本人または配偶者の妊娠または出産した旨等の申出があった場合、個別に制度を周知し、取得意向を確認している。 <input type="checkbox"/> 雇用する労働者に対する育児休業の研修 <input type="checkbox"/> 育児・介護休業に関する相談体制の整備 <input type="checkbox"/> 雇用環境の整備
育児・介護休業法	12 育児・介護休業法 ※就業規則、育児・介護休業等規定	<input type="checkbox"/> 職場におけるセクシャルハラスメント、妊娠・出産に関するハラスメントを防止するため、職場における方針を明確化し、対処に関する事項を就業規則に規定するなど措置を講じている。 <input type="checkbox"/> 職場におけるパワーハラスメントを防止するため、職場における方針を明確化し、対処に関する事項を就業規則に規定するなど措置を講じている。
男女雇用機会均等法 労働施策総合推進法	13 ハラスメント防止対策 ※右記内容が記載された根拠資料の添付  ハラスメント防止対策 ※右記内容が記載された根拠資料の添付	<input type="checkbox"/> 性別や勤務形態によらず、従業員を公平に評価・査定している。 <input type="checkbox"/> 性の多様性に配慮した職場環境づくりができていない。 <input type="checkbox"/> インターバル規制の導入をしている。 <input type="checkbox"/> 障がい者の雇用率が法定雇用率(2.5%)に到達している。※従業員40人以上の場合 <input type="checkbox"/> 就業規則や社内制度について労働関係の法令の専門家に法令違反が無いチェックを受けている。
	14 その他 ※右記内容が記載された根拠資料の添付	

## ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度特別表彰該当事業

### (1) 厚生労働省「えるぼし」「プラチナえるぼし」

女性活躍推進法に基づき「一般事業主行動計画」の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍に関する取り組みの実施状況が優良な企業について厚生労働大臣が認定する（えるぼし認定企業のうち、より高い水準の要件を満たした企業は「プラチナえるぼし認定」）。

### (2) 厚生労働省「トライくるみん」「くるみん」「プラチナくるみん」

次世代育成支援対策推進法に基づき「一般事業主行動計画」の策定・届出を行った企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業を「子育てサポート企業」として厚生労働大臣が認定する（くるみん認定企業のうち、より高い水準の要件を満たした企業は「プラチナくるみん認定」。「トライくるみん」は改正前の「くるみん認定」）。

### (3) 経済産業省「健康経営優良法人」

地域の健康課題に即した取り組みや日本健康会議が進める健康増進の取り組みをもとに、日本健康会議が特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度。

### (4) 健康保険組合連合会「健康優良企業『銀の認定』『金の認定』」

健康保険組合連合会東京連合会が実施する制度。健康経営を行うための環境づくりを目指す「銀の認定」に対して、「金の認定」では従業員とその家族の健康づくりをさらに進め、安全衛生にも取り組むことで取得することができる。

# 区民委員会報告資料

令和6年4月16日

件名	<b>足立区ギャラクシティ（こども未来創造館、西新井文化ホール及び子育てサロン西新井）指定管理者の公募について</b>																		
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室地域文化課 地域のちから推進部住区推進課																		
内容	<p>足立区ギャラクシティ（こども未来創造館、西新井文化ホール及び子育てサロン西新井）の大規模改修工事について、工事開始時期を延期したため、指定管理者を以下のとおり公募する。</p> <p><b>1 指定期間</b> 令和7年4月1日から令和9年3月31日（2年間）</p> <p><b>2 スケジュール（予定）</b></p> <table border="1" data-bbox="432 857 1386 1361"> <thead> <tr> <th>日程（令和6年）</th> <th>項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月25日</td> <td>あだち広報に募集記事掲載</td> </tr> <tr> <td>4月25日</td> <td>区ホームページに募集要項掲載</td> </tr> <tr> <td>5月10日</td> <td>募集説明会</td> </tr> <tr> <td>6月12日</td> <td>応募書類提出締切</td> </tr> <tr> <td>7月中旬 ～8月中旬</td> <td>選定審査会 （書類審査・プレゼンテーション）</td> </tr> <tr> <td>10月中旬</td> <td>指定管理者候補者の選定</td> </tr> <tr> <td>11月中旬</td> <td>教育委員会に指定管理者指定の議案提出</td> </tr> <tr> <td>12月上旬</td> <td>区議会に指定管理者指定の議案提出</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3 選定審査会委員</b> 6名（学識経験者2名、区民2名、区職員2名）</p> <p><b>4 今後の方針</b>                  (1) スケジュールに沿って遺漏のないよう選定を進めていく。                  (2) 特命・調査担当課から示された「短期間の指定期間の取り扱い」に基づき選定を進めていく。</p>	日程（令和6年）	項目	4月25日	あだち広報に募集記事掲載	4月25日	区ホームページに募集要項掲載	5月10日	募集説明会	6月12日	応募書類提出締切	7月中旬 ～8月中旬	選定審査会 （書類審査・プレゼンテーション）	10月中旬	指定管理者候補者の選定	11月中旬	教育委員会に指定管理者指定の議案提出	12月上旬	区議会に指定管理者指定の議案提出
日程（令和6年）	項目																		
4月25日	あだち広報に募集記事掲載																		
4月25日	区ホームページに募集要項掲載																		
5月10日	募集説明会																		
6月12日	応募書類提出締切																		
7月中旬 ～8月中旬	選定審査会 （書類審査・プレゼンテーション）																		
10月中旬	指定管理者候補者の選定																		
11月中旬	教育委員会に指定管理者指定の議案提出																		
12月上旬	区議会に指定管理者指定の議案提出																		

# 区民委員会報告資料

令和6年4月16日

件名	生涯学習総合施設（学びピア21）レストランの運営事業者の公募結果及び1階スペースの変更について
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室生涯学習支援課
内容	<p>生涯学習総合施設（学びピア21）レストラン運営事業者の公募結果等について報告する。</p> <p><b>1 レストラン運営事業者の公募結果について</b></p> <p>(1) 応募者 なし</p> <p>(2) 応募しなかった主な理由 (現地見学会に参加した事業者とのヒアリング結果)</p> <p>ア 収益が見込めない 低料金（客単価800円）設定で令和4年度実績の1日50人程度の来客では、使用料と光熱水費、人件費と比較すると、収支が大幅な赤字となる見込み。</p> <p>イ 厨房機器が老朽化している 老朽化に加え、1年稼働していない状況だと、問題なく再稼働するか疑問である。また大型冷蔵庫等、設備が古く電気料が膨大にかかる。</p> <p>ウ レストランの1年休業 再オープンしても客足が戻るか見通せない。 [参考] 公募条件（抜粋） 使用料 年280万円 光熱水費 年420万円（令和4年度実績、事業者負担）</p> <p><b>2 今までの経緯</b> 令和5年2月 レストラン運営事業者による営業終了 3月 原状復旧、使用許可終了 令和5年7月～令和6年3月 レストランの空調設備改修工事</p> <p><b>3 今後の方針</b> レストランとしての活用は厳しいので、今後の活用を庁内で検討していく。</p> <p><b>4 1階スペースの変更</b> 生涯学習総合施設（学びピア21）1階の受付カウンター撤去後について、暫定的にテーブルとイスを用意してフリースペースとする。</p>

# 区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和6年4月16日

件 名	<b>足立区スポーツ推進委員の委嘱について</b>								
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室スポーツ振興課								
内 容	<p>令和6年4月1日付けで、〈足立区スポーツ推進委員に関する規則〉に基づき、以下のとおり新たに委員を委嘱したため報告する。</p> <p><b>1 委嘱期間</b> 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで（2年間）</p> <p><b>2 委員</b> 別紙3「令和6・7年度 スポーツ推進委員名簿」のとおりに</p> <table border="1" data-bbox="469 920 1080 1135"> <tr> <td>再 任</td> <td>69名</td> </tr> <tr> <td>新 任</td> <td>12名</td> </tr> <tr> <td>未 定</td> <td>3名</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>84名</td> </tr> </table> <p>※ 令和4・5年度委嘱時の未定者は2名。1名については、追加委嘱となったが、1名は採用該当者がおらず、欠員のままとなった。欠員が生じた地区は、同一地区、ブロック内での協力により業務を実施した。</p> <p><b>3 推薦団体</b> 足立区青少年対策地区委員会</p> <p><b>4 今後の対応</b> (1) スポーツ推進員未定となっている該当の青少年対策地区委員会に対し、候補者の推薦を引き続き求めていく。 (2) 委員未定の地区については、同一地区、ブロック内の協力により業務を実施していく。</p>	再 任	69名	新 任	12名	未 定	3名	合 計	84名
再 任	69名								
新 任	12名								
未 定	3名								
合 計	84名								

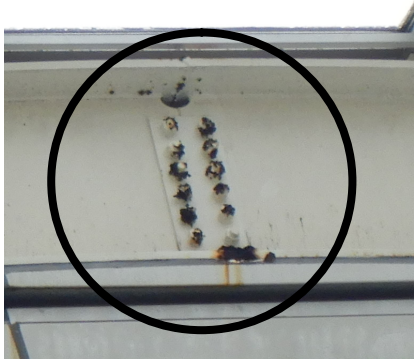

ブロック	No	氏名	地区対	備考
第一ブロック	1	山崎 みえ子	常東	
	2	竹内 良司	常東	
	3	亀村 勉	常東	
	4	大山 幸江	第3	
	5	右高 伴子	第3	
	6	寺澤 昌記	第3	
	7	遠藤 富美恵	第4	
	8	鈴木 聡子	第4	
	9	川口 範	第5	
	10	帆足 宗二郎	第5	新任
第二ブロック	11	高松 恵	江南	
	12	石崎 由紀子	江南	
	13	仲佐 勇治	新田	
	14	横山 和弘	新田	新任
	15	鈴木 隆之	江北	
	16	瀬口 広子	江北	
	17	持田 篤	江北	新任
	18	荒川 祥司	鹿浜	
	19	松沢 幸雄	鹿浜	
	20	中野 正恵	鹿浜	
	21	小澤 良平	鹿浜	
	22	阿部 芳幸	鹿浜	新任
三ブロック	23	飯ヶ谷 美恵	興本	
	24	菫沢 信子	興本	
	25	白石 信幸	興本	
	26	松下 豊臣	第7	
	27		第7	欠員
	28	渡部 恭一	第10	
	29	渡辺 美香	第10	
	30	飯田 直樹	第10	
	31	今石 潤	第11	
	32	石川 浩二	第11	
	33		第11	欠員
	34	森 美枝	西新井	
	35	鈴木 美舟	西新井	
	36	松本 洋子	西新井	
	37	竹橋 司	西新井	
	38	家富 知美	西新井	
	39	脇田 達也	西新井	新任

ブロック	No	氏名	地区対	備考
第四ブロック	40	田中 明久	中央南	
	41	近藤 尚登	中央南	
	42	西方 雅良	弘道	
	43	森田 和美	弘道	
	44	森本 一郎	中央	
	45	山本 祐司	中央	新任
	46	北村 雅文	中央	新任
	47	下田 康行	綾瀬	
	48	伊原 次郎	綾瀬	
	49	山野 一郎	綾瀬	
	50	太田 幸司	綾瀬	
	51	大江 英樹	綾瀬	
	52	小林 伸康	綾瀬	
	53	田村 英一	綾瀬	新任
	54	羽住 敏久	中川	
55	井門 明洋	中川		
第五ブロック	56	星野 英雄	神明	
	57	堀内 昇治郎	神明	
	58	石田 正次	神明	
	59	赤荻 基納	佐野	
	60	北嶋 英司	佐野	
	61	加藤 雄太郎	佐野	新任
	62	小笠原 光	保塚	
	63	庄司 公七	保塚	
	64	鈴木 敏夫	保塚	
	65	對馬 時政	保塚	
	66	飯島 正明	花畑	
	67	小倉 史子	花畑	
	68	金子 芙美	花畑	新任
第六ブロック	69	野澤 智子	竹の塚	
	70	浅利 栄子	竹の塚	
	71	山内 清光	竹の塚	
	72	小林 祐子	竹の塚	
	73	伊藤 彰啓	竹の塚	
	74	大浦 俊二	竹の塚	新任
	75		竹の塚	欠員
	76	草野 有子	伊興	
	77	柳原 多津子	伊興	
	78	野原 和也	伊興	
	79	本多 正道	伊興	
	80	山本 純子	伊興	新任
	81	多々良 晴美	舎人	
	82	福田 陽子	舎人	
	83	平柳 克芳	舎人	
	84	加藤 英男	舎人	



# 区民委員会報告資料

令和6年4月16日

件名	東綾瀬公園温水プールでの鉄部塗装改修工事及び東洲江小学校の改築工事に伴う水泳授業について
所管部課名	地域のちから推進部スポーツ振興課
内容	<p>次のとおり、令和6年度に東綾瀬公園温水プールの鉄部塗装改修工事を実施するため報告する。</p> <p>また、東洲江小学校が改築工事でプールを使用できないため、東綾瀬公園温水プールで水泳授業を行うので報告する。</p> <p><b>1 鉄部塗装改修工事について</b></p> <p>(1) 工事の概要 プール鉄骨ドームの鉄部塗装</p> <p>(2) 工事の実施理由 プール鉄骨ドーム内部の塗装が劣化していることから、塗装し直すことで塗装の剥離を防止するため。</p> <p>※ 次のように、塗装が剥がれ、錆びが露出している箇所がある。 本工事では、剥がれていない塗装も全面的に削って塗装し直す。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>(3) 工事に伴うプールの休止期間等（予定） 令和6年10月1日（火）から令和7年2月28日（金）まで</p> <p>※ 工事の進捗状況等により、休止期間が前後する場合あり。 ※ 他のスポーツ施設の予約等に関する受付は、休止期間中も継続。</p> <p><b>2 東洲江小学校の水泳授業について</b></p> <p>(1) 実施年度 令和6年度から8年度まで</p> <p>(2) 令和6年度の実施日時等</p> <p>ア 使用日数は、6月から9月（夏休み期間等を除く）までの間の18日間。</p> <p>イ 使用時間は、9時30分から12時20分までの約3時間。</p> <p>ウ 1学年約100人と多いため、使用中は屋外プールも含めて全面貸し切り。</p>

### 3 利用者への周知予定

(1) 区及び指定管理者のホームページ（4月17日頃に周知開始）

(2) 館内掲示物（4月17日頃に周知開始）

(3) あだち広報

ア 東湊江小学校水泳授業（5月10日号）

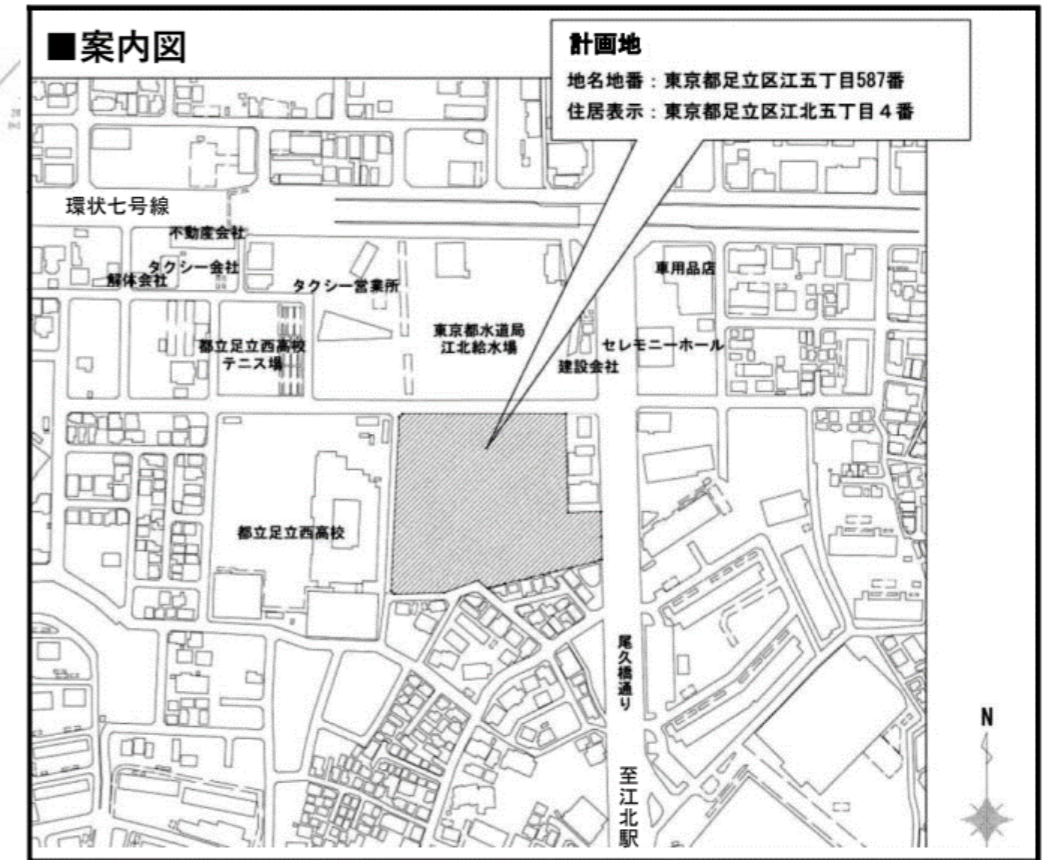
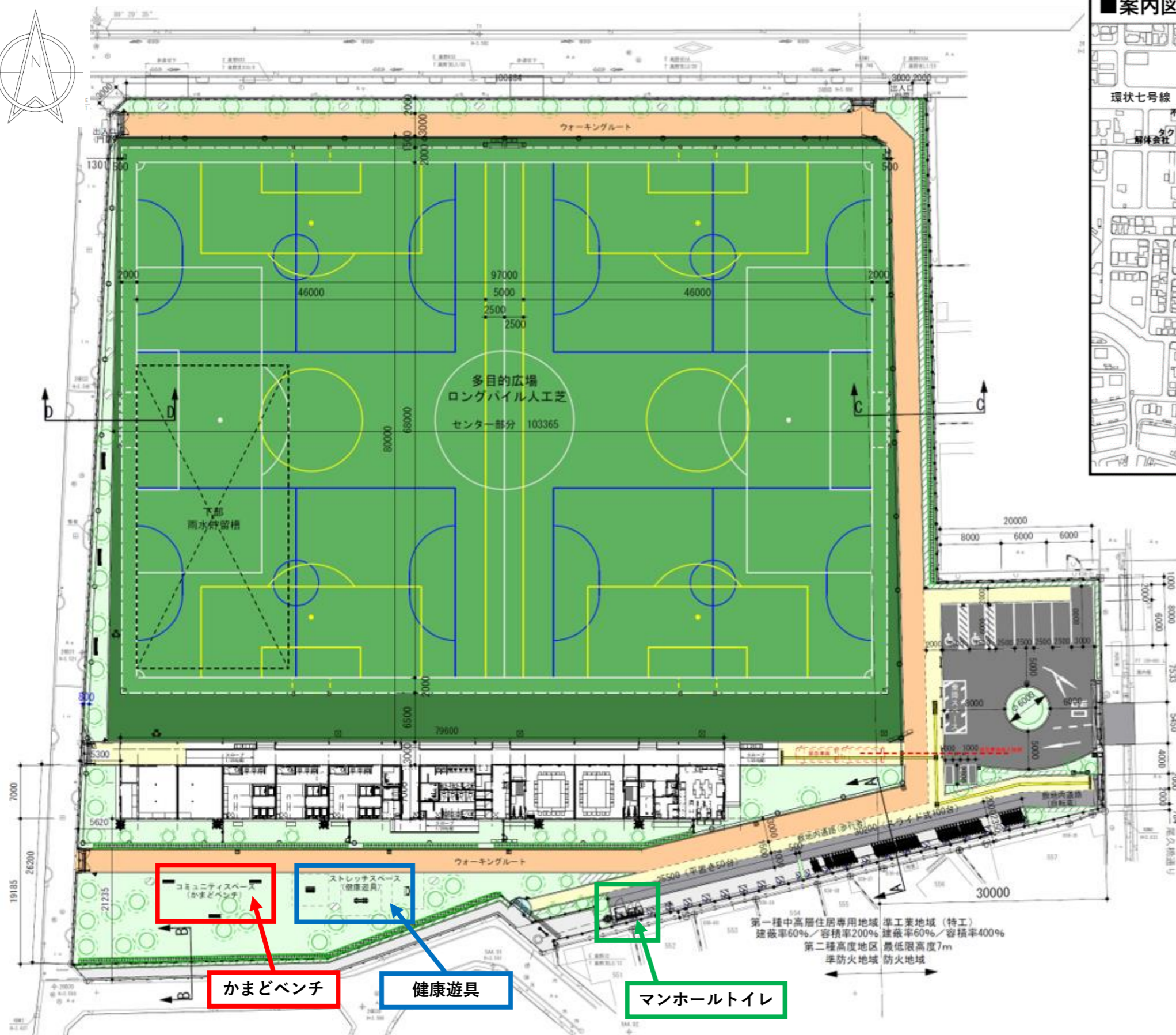
イ 鉄部塗装改修工事（8月25日号）

# 区民委員会報告資料

令和6年4月16日

件名	高野小学校跡地スポーツ施設の設置に向けた進捗状況について								
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室スポーツ振興課								
内容	<p>高野小学校跡地スポーツ施設の設置に向けた進捗状況を報告する。</p> <p><b>1 進捗状況について</b></p> <p>(1) 建築基準法第48条第3項ただし書の許可 令和5年11月8日に開催された建築審査会における同意のもと、許可を得た。</p> <p>(2) 設計について 基本設計、実施設計期間：令和4年11月～令和6年6月 なお、設計概要については、2のとおりである。</p> <p><b>2 施設概要</b></p> <p>(1) 主な整備内容は次のとおり（詳細は別紙4及び5を参照）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 多目的広場（約8000㎡） ロングパイル人工芝</li> <li>イ 管理棟 木造平屋建て（延床面積557.20㎡）</li> <li>ウ その他 駐輪場（スライドラック100台、平置き50台） 駐車場（普通車用4台、障がい者用2台、マイクロバス用：1台） バイク置場（4台） マンホールトイレ（一般：2台、車椅子：1台） かまどベンチ（3台）、健康遊具（3種）</li> </ul> <p>(2) 施設利用時間 午前9時から午後9時まで（ウォーキング・ランニングコース含む） ※ 施設の開場時間は、午前8時30分～午後9時30分まで</p> <p><b>3 今後の予定</b></p> <table border="0"> <tr> <td>令和6年 6月</td> <td>契約請求（第2四半期）</td> </tr> <tr> <td>10月</td> <td>工事契約、着手（工期約14カ月）</td> </tr> <tr> <td>令和7年11月</td> <td>工事完了</td> </tr> <tr> <td>令和8年 春</td> <td>施設オープン</td> </tr> </table>	令和6年 6月	契約請求（第2四半期）	10月	工事契約、着手（工期約14カ月）	令和7年11月	工事完了	令和8年 春	施設オープン
令和6年 6月	契約請求（第2四半期）								
10月	工事契約、着手（工期約14カ月）								
令和7年11月	工事完了								
令和8年 春	施設オープン								

## 1 配置図



### ■整備内容

■ 多目的広場 (人工芝) 1面 = 約8,000m<sup>2</sup>

《グラウンド内ライン内訳》

- ① (白線) 11人制サッカーコート  
1面 = 97m × 68m
- ② (黄線) 8人制 (学童用) サッカーコート  
2面 = 68m × 46m
- ③ (青線) フットサルコート  
4面 = 42m × 25m

※ 各コートサイズは、日本サッカー協会が定める規格を満たす。

《実施可能な大会の一例》

- ① 区民体育大会サッカー競技 (一般の部)
- ② ジュニアスポーツ大会サッカー競技
- ③ 墨東五区サッカー選手権大会 (一般の部、少年の部)
- ④ 学童・中学生のサッカー大会 など

■ 敷地内通路

■ ウォーキング・ランニングコース

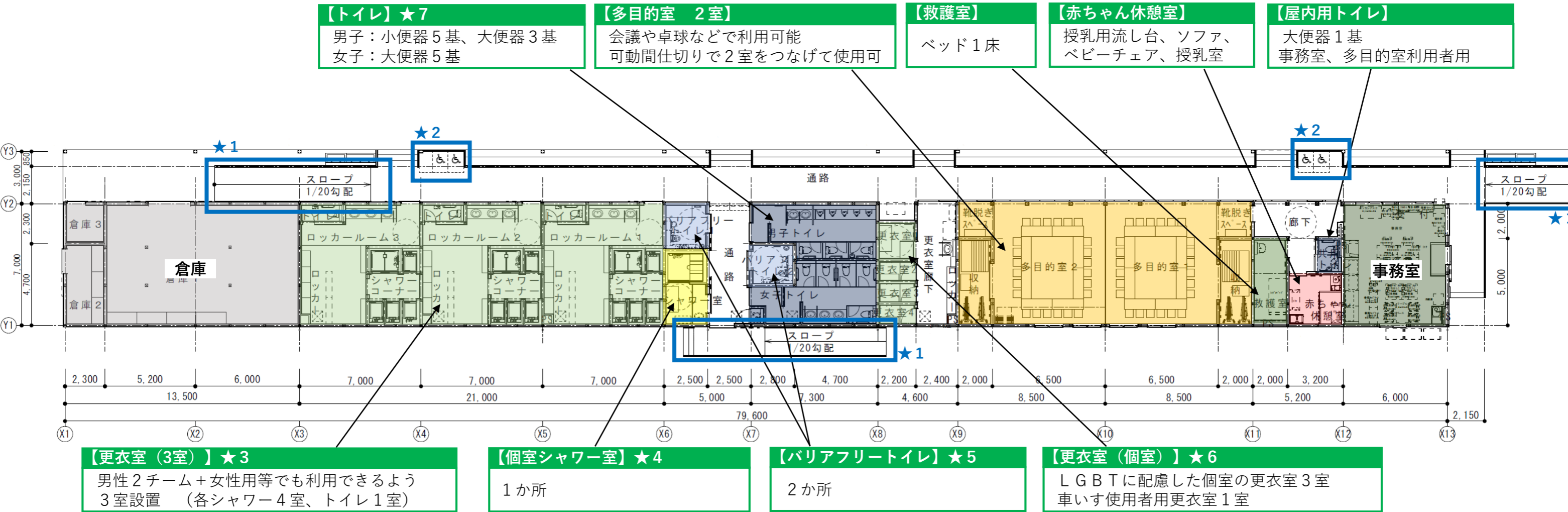
■ 駐車場

- ① 普通車用 4台
- ② 障がい者用 2台
- ③ マイクロバス用 1台
- ④ バイク用 4台

■ 駐輪場

- ① スライド式ラック100台
- ② 平置き50台

## 2 管理棟平面図



## 3 主なユニバーサルデザインへの配慮

上記平面図の★が該当箇所。

★1	管理棟は床が地面から約45cm高いため、1/20勾配のスロープを3か所設ける。	★5	バリアフリートイレを近接させて2か所設置する。 (うち1つにユニバーサルベッド設置)
★2	管理棟北側の通路部分に、車いす使用者の観覧席を2か所設ける。	★6	車いす使用者用の個別更衣室を1か所設置する。 (ユニバーサルベッド設置)
★3	3室整備する更衣室には、それぞれ広めのユニットを1か所設置する。	★7	中央に配置するトイレの全個室に手すりを設置する。
★4	車椅子のままでも入室できる個室シャワー室を設置する。	その他	案内板は、トイレに点字案内板を設置するほか、わかりやすい表示とする。

# 区民委員会報告資料

令和6年4月16日

件名	足立区立図書館館則の一部改正について						
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室中央図書館						
内容	<p><b>1 改正の理由</b>          令和6年2月に策定した「未返却図書資料対策プラン」に基づき、未返却図書資料の発生抑制及び早期督促強化のための新たな対策を実施するため、足立区立図書館館則の一部を改正する。</p> <p><b>2 主な改正内容（別紙6参照）</b></p> <p>(1) 損害の賠償（第4条第3項）          第14条第3項に定める催告書を送付し、1か月以内に返却がない者のうち、資料の希少性等も踏まえ、返還させることが適当と判断した場合には、中央図書館長の定めによる相当の金額をもって賠償させることができる旨の規定を追加する。</p> <p>(2) 未返納者の措置（第14条第1項）          貸出停止措置の開始時期を、現行の「返却期日から1か月後」から「返却期日の翌日」に前倒しするために、規定を変更する。</p> <p>(3) 金銭による請求を求める催告書の発送（第14条第3項）          一定期間返却がない者に対して、資料を紛失したものとみなし、金銭請求する必要がある旨を記載した催告書を発送することができる旨の規定を追加する。</p> <p><b>3 施行年月日</b>          令和6年7月1日</p> <p><b>4 スケジュール</b></p> <table border="1" data-bbox="440 1628 1425 1832"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>実施予定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年5月から6月</td> <td>利用者への周知</td> </tr> <tr> <td>令和6年7月</td> <td>① 貸出停止措置の開始時期の前倒し ② 催告書の発送</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>5 今後の方針</b>          あだち広報、区ホームページ・SNS、館内の掲示、返却期日を記載したしおり等により、利用者への丁寧な周知を行っていく。</p>	時期	実施予定	令和6年5月から6月	利用者への周知	令和6年7月	① 貸出停止措置の開始時期の前倒し ② 催告書の発送
時期	実施予定						
令和6年5月から6月	利用者への周知						
令和6年7月	① 貸出停止措置の開始時期の前倒し ② 催告書の発送						

改正前	改正後
<p>○足立区立図書館館則 昭和62年9月9日教育委員会規則第5号</p>	<p>○足立区立図書館館則 昭和62年9月9日教育委員会規則第5号</p>
<p>第1条～第3条 (省略)</p>	<p>第1条～第3条 (省略)</p>
<p>(損害の賠償)</p>	<p>(損害の賠償)</p>
<p>第4条 館長は、利用者が図書館資料、設備器具等を著しく汚損、破損又は紛失した場合は、現状に復帰させ、又は現品若しくは同等の物をもって賠償させることができる。_____</p>	<p>第4条 館長は、利用者が図書館資料、設備器具等を著しく汚損、破損又は紛失した場合は、現状に復帰させ、又は現品若しくは同等の物をもって賠償させることができる。<u>ただし、第3項の規定による賠償が行われたときは、この限りでない。</u></p>
<p>2 館長は、やむを得ない理由により、前項によることができないと認めた場合は、中央図書館長の定めによる相当の金額をもって賠償させることができる。</p>	<p>2 館長は、やむを得ない理由により、前項によることができないと認めた場合は、中央図書館長の定めによる相当の金額をもって賠償させることができる。</p>
<p><u>(追加)</u></p>	<p><u>3 前2項に定める場合を除くほか、館長は、利用者が第14条第4項に</u></p>
<p>第5条～第13条 (省略)</p>	<p><u>基づく催告後1月以内に図書館資料を返納しない場合で、館長が当該資料の希少性等も踏まえ、適当と判断したときは、当該資料を紛失したものとみなし、中央図書館長の定めによる相当の金額をもって賠償させることができる。</u></p>
<p>(未返納者の措置)</p>	<p>(未返納者の措置)</p>
<p>第14条 館長は、図書館資料を1月以上返納していない者_____に対し、期間を定めて_____貸出しを停止することができる。</p>	<p>第14条 館長は、図書館資料を<u>貸出期間の末日(以下「返納期日」という。)</u>までに返納していない者<u>(以下「未返納者」という。)</u>に対し、期間を定めて図書館資料の貸出しを停止することができる。</p>
<p><u>(追加)</u></p>	<p><u>2 館長は、未返納者に対し、期間を定めて図書館資料の返納を催告する</u></p>

改正前	改正後
<p data-bbox="152 228 1032 304">2 館長は、<u>図書館資料を返納していない者</u>に対し、期間を定めて予約及びリクエストを停止することができる。</p> <p data-bbox="152 320 259 352"><u>(追加)</u></p> <p data-bbox="152 512 483 544">第15条～第28条 (省略)</p> <p data-bbox="152 746 920 823">別表第1 (第10条関係)～別表第4 (第16条関係) (省略) 様式第1号 (削除)～様式第9号 (第23条関係) (省略)</p>	<p data-bbox="1182 180 1357 212"><u>ものとする。</u></p> <p data-bbox="1160 228 2119 304">3 館長は、<u>未返納者</u>に対し、期間を定めて図書館資料の予約及びリクエストを停止することができる。</p> <p data-bbox="1160 320 2119 448">4 館長は、<u>未返納者のうち、返納期日から一定期間を経たもの</u>に対し、<u>第4条の規定に基づく損害の賠償の請求を行う可能性がある旨を記載した催告</u>を行うことができる。</p> <p data-bbox="1149 512 1480 544">第15条～第28条 (省略)</p> <p data-bbox="1238 608 1330 639"><u>付 則</u></p> <p data-bbox="1182 655 1789 687"><u>この規則は、令和6年7月1日から施行する。</u></p> <p data-bbox="1149 746 1917 823">別表第1 (第10条関係)～別表第4 (第16条関係) (省略) 様式第1号 (削除)～様式第9号 (第23条関係) (省略)</p>



# 区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和6年4月16日

件 名	<b>足立区立図書館協議会運営規則の制定について</b>
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室中央図書館
内 容	<p><b>1 制定の理由</b>          令和6年第1回足立区議会定例会において、足立区立図書館協議会（以下「協議会」という。）を設置するために、足立区立図書館条例の一部を改正したことに伴い、協議会の組織及び運営について必要な事項を定める必要があるため。</p> <p><b>2 図書館協議会について</b>          (1) 役割          ア 図書館の運営やサービスに関して、中央図書館長の諮問に応じ、意見を述べること。          ※ 諮問及び答申は、年度内に1回行うことを原則とする。          イ 図書館の運営やサービスに関して、各委員の立場から意見を述べること。          (2) 会議の開催          毎年度3回程度を予定している。</p> <p><b>3 規則の概要（別紙7参照）</b>          (1) 趣旨          足立区立図書館条例第13条第1項の規定に基づき設置する協議会の組織及び運営について必要な事項を制定する。          (2) 委員の構成（15人以内）          ア 学校教育及び社会教育の関係者 11人以内          イ 家庭教育の向上に資する活動を行う者 1人以内          ウ 学識経験のある者 3人以内          (3) 議長及び副議長          議長及び副議長は、委員の互選により定め、任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。          (4) 会議の招集          協議会は、議長が招集する。          (5) 定足数及び議決          協議会は、委員の半数以上の出席をもって成立し、出席委員の過半数を持って議事を決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>

**4 施行年月日**

令和6年4月1日

**5 スケジュール（予定）**

時期	実施内容
令和6年 4月から6月	協議会委員の選考、諮問事項の検討
7月頃	第1回協議会開催（諮問）
10月頃	第2回協議会開催
令和7年 1月頃	第3回協議会開催（答申）

**6 今後の方針**

協議会の開催に向けて、委員選考等の準備を進めていく。

○足立区立図書館協議会運営規則

令和 6 年 3 月 2 9 日教育委員会規則第 3 号

足立区立図書館協議会運営規則を公布する。

足立区立図書館協議会運営規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、足立区立図書館条例（昭和 44 年足立区条例第 10 号。以下「条例」という。）第 13 条第 1 項の規定に基づき設置する足立区立図書館協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(構成員)

第 2 条 条例第 13 条第 3 項に規定する協議会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める人数とする。

- |                       |        |
|-----------------------|--------|
| (1) 学校教育及び社会教育の関係者    | 11 人以内 |
| (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 | 1 人以内  |
| (3) 学識経験のある者          | 3 人以内  |

(議長及び副議長)

第 3 条 協議会に議長及び副議長各 1 人を置く。

2 議長及び副議長は、委員の互選により定めるものとし、任期は 1 年とする。

ただし、再任は妨げない。

3 議長は、協議会を主宰する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第 4 条 協議会は、議長が招集する。

(定足数及び議決)

第 5 条 協議会は、委員の半数以上の出席をもって成立し、出席委員の過半数を持って議事を決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、足立区立中央図書館が行う。

(委任)

第 7 条 この規則の施行について必要な事項は、足立区教育委員会教育長の承認を得て、中央図書館長が定める。

付 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

# 区民委員会報告資料

令和6年4月16日

件名	<b>孤立ゼロプロジェクト推進活動の令和6年度の新たな取り組み及びこれまでの実施状況について</b>
所管部課名	地域のちから推進部絆づくり担当部長付絆づくり担当課
内容	<p><b>1 孤立ゼロプロジェクト（概要）</b>          地域住民や区内事業者と協力して、高齢者が抱える問題を早期に発見し、必要なサービスにつなげることで、住み慣れた地域で高齢者が安心して暮らせるまちづくりを目指すため、区独自で条例を制定し、平成25年1月から取り組んでいる。          （別添資料「孤立ゼロプロジェクト」リーフレットを参照）</p> <p><b>2 令和6年度の新たな取り組み</b></p> <p>（1）町会・自治会に委託実施している高齢者実態調査の負担軽減          高齢者宅への訪問調査がスムーズに行えるきっかけづくりとして、調査対象世帯に事業PRを兼ねたタオル等のグッズを調査員から配付していただく。</p> <p>（2）熱中症やヒートショック予防の啓発          ア 夏と冬に高齢者の孤立死が増加している事実を広く周知するため、6月と12月に「絆づくり通信」を発行し、熱中症とヒートショックの予防を呼びかける。          イ 夏に地域包括支援センターが高齢者宅を訪問した際、適切なエアコン使用を促すためにデジタル温・湿度計を配付する。          ウ 夏に見守りパトロールや訪問を実施する町会・自治会や絆のあんしん協力員に対し、暑さ対策グッズ（ハンディファン、保冷バッグ）を配付する。</p> <p>（3）中学校・高等学校との連携          ア 都立青井高等学校の生徒が令和5年12月から取り組んでいる高齢者向けのスマホ教室や、近隣の医療・介護関係者との五反野駅周辺の清掃活動への参加を継続していく。          イ アの取り組み事例を資料にまとめ、他の区内高等学校や中学校のボランティア部に呼びかけて、絆のあんしんネットワークに若い世代の参加を促進していく。</p> <p>（4）孤立ゼロプロジェクト事業の周知強化          令和5年度に事業PRと孤立に関する気づきのアニメーション動画を制作した。公共施設等のデジタルサイネージや案内モニターで放映するほか、区のホームページや「動画 de あだち」掲載。また、SNSでも発信し、これまで認知度が低かった若い世代を中心に事業の周知を強化する。</p>

【主な放映予定施設】

北千住駅西口・東口、綾瀬駅西口、北綾瀬駅前  
本庁舎、生涯学習センター、各地域学習センター  
協力が得られた「絆のあんしん協力機関」  
(信用金庫、店舗、薬局など)

事業PR動画



孤立サイン動画



3 高齢者実態調査実施状況

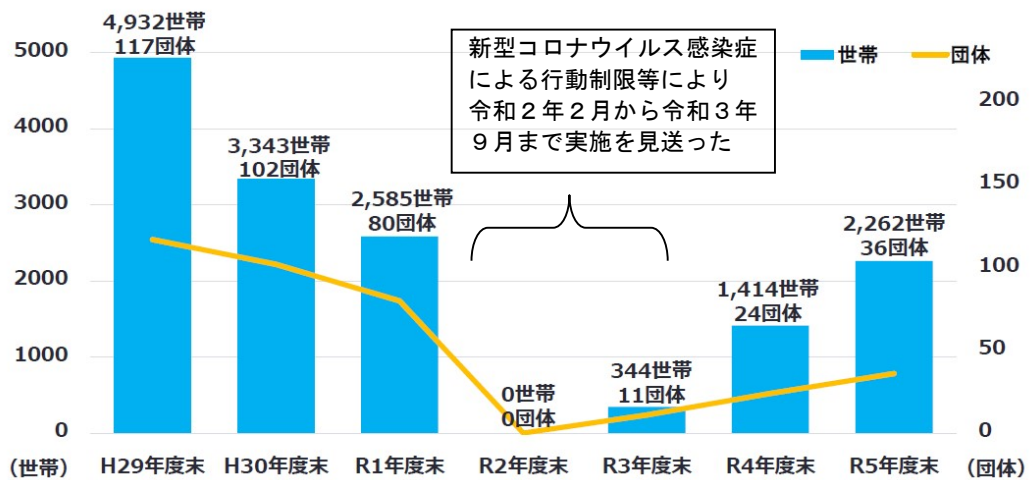
(1) 令和5年度町会・自治会実施数

調査実施団体	調査世帯合計(人数)
36団体	2,262世帯(2,818人)

(2) 令和6年度の目標

高齢者実態調査の実施数をコロナ禍前のレベル(3,000～5,000世帯)に戻せるよう、早めに町会・自治会に調査打診を行い、計画的に取り組んでいただく。

(3) 年度ごとの推移



(4) 実施回数別団体数

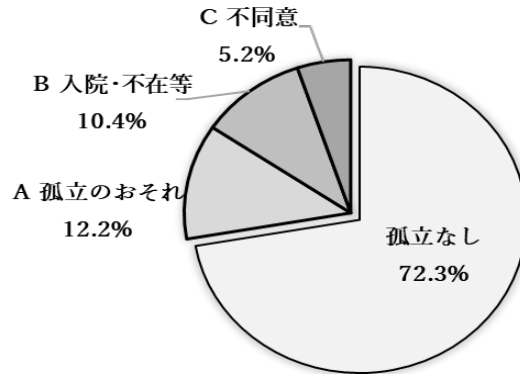
実施回数	1	2	3	4	5	6	12	17	計
団体数	65	261	77	16	16	1	1	1	438
割合(%)	14.8	59.6	17.6	3.7	3.7	0.2	0.2	0.2	100

(別紙8「孤立ゼロプロジェクト推進活動実施町会・自治会一覧」参照)

(5) 調査結果の内訳【令和6年3月までの累計】

調査世帯合計：52,456世帯（64,483人）				
孤立なし	A 孤立のおそれ	B 入院・不在等	C 不同意	小計
37,911世帯 (47,434人) 72.3%	6,377世帯 (7,953人) 12.1%	5,442世帯 (5,788人) 10.4%	2,726世帯 (3,308人) 5.2%	14,545世帯 (17,049人) 27.7%

70歳以上単身世帯：40,342世帯 75歳以上のみ世帯：12,114世帯



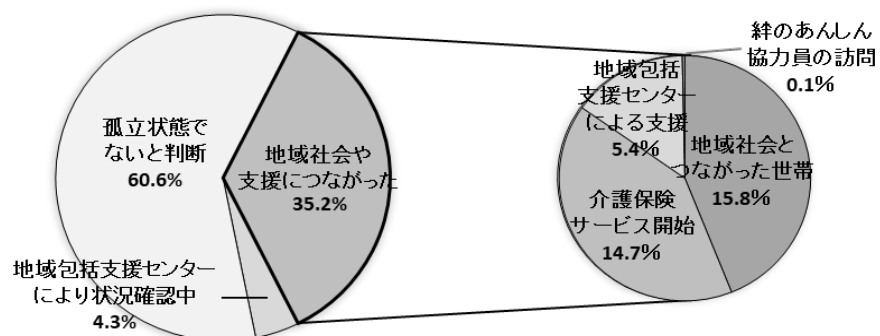
(5) 地域包括支援センターによる再訪問と成果

町会・自治会の調査によって孤立のおそれがある世帯、不在や拒否により調査できなかった世帯を、地域包括支援センターの職員が根気強く訪問している。

事業開始以来、52,456世帯を調査し、その約9.8%に当たる5,115世帯が必要なサービスや地域社会につながった。

町会・自治会による調査	地域包括支援センターによる再訪問の成果						地域包括支援センターにより状況確認中
	孤立状態ではないと判断	地域社会や支援につながった				小計	
		絆のあんしん協力員の訪問	地域包括支援センターによる支援	介護保険サービス開始	地域社会につながった		
A 孤立のおそれ 6,377	3,754 (58.9%)	12 (0.2%)	225 (3.5%)	1,162 (18.2%)	1,012 (15.9%)	2,411 (37.8%)	212 (3.3%)
B 入院・不在等 5,442	3,566 (65.5%)	8 (0.1%)	286 (5.3%)	581 (10.7%)	725 (13.3%)	1,600 (29.4%)	276 (5.1%)
C 不同意 2,726	1,489 (54.6%)	8 (0.3%)	222 (8.1%)	342 (12.6%)	532 (19.5%)	1,104 (40.5%)	133 (4.9%)
合計 (A+B+C) 14,545	8,809 (60.6%)	28 (0.2%)	733 (5.0%)	2,085 (14.3%)	2,269 (15.6%)	<b>5,115</b> <b>(35.1%)</b>	621 (4.3%)

単位：世帯 ※ 調査後の転出・死亡等6,544世帯含む



#### 4 わがまちの孤立ゼロプロジェクト実施状況

日常的に見守りや声かけを行う町会・自治会等に、区が見守り応援グッズを提供し、自主的な見守り活動を支援している。

##### (1) 実施団体数【令和6年3月末日現在】

実施団体	① 集合住宅のみの町会・自治会	② ①以外の町会・自治会	マンション管理組合
110団体	48団体	60団体	2団体

※ 令和5年度 新規実施：6団体 辞退：1団体

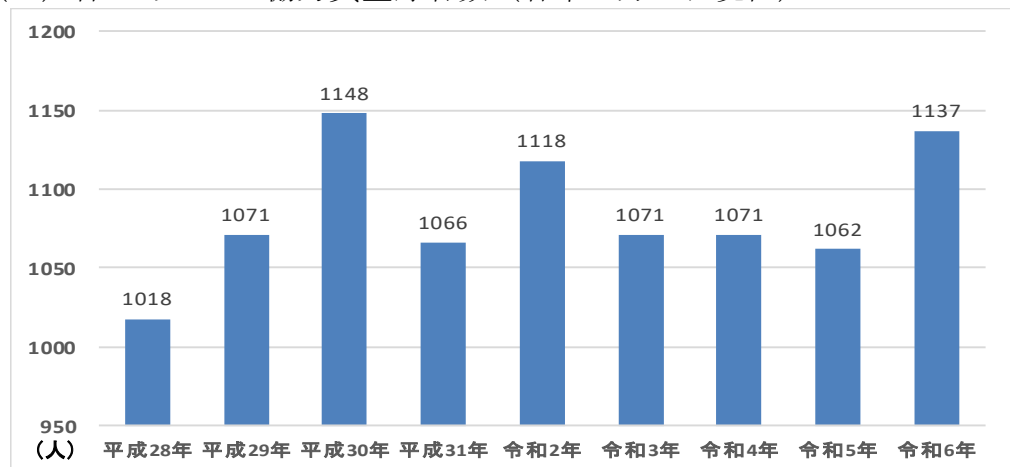
##### (2) 実施内容

声かけ・訪問		居場所づくり	
戸別訪問(行事参加促進など)	41団体	お茶飲み会	16団体
敬老祝い訪問	65団体	脳トレや簡単な体操	16団体
見守りパトロール	25団体	グランドゴルフ	12団体
その他 (行事欠席者への訪問など)	140団体	その他サロン活動	50団体

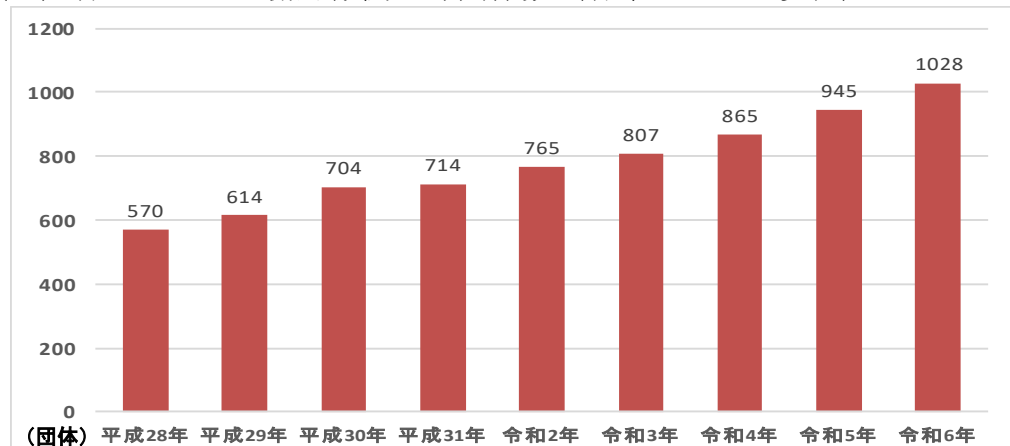
※ 団体により複数の活動を行っているため重複あり

#### 5 絆のあんしんネットワーク

##### (1) 絆のあんしん協力員登録者数 (各年1月1日現在)



##### (2) 絆のあんしん協力機関登録団体数 (各年1月1日現在)



※解散済みの町会・自治会を除く

区民事務所	町会・自治会名	調査実施状況（令和6年3月末）				わがまちの孤立ゼロプロジェクト（実施…○）注10
		直近調査年度（年度）	調査回数（回）	調査世帯数（世帯）	調査人数（人）	
1	千住旭町自治会	H28	1	123	149	
2	千住旭町会	H28	1	58	70	
3	千住東一丁目町会	R4	4	162	202	
4	千住東町町会	H29	2	132	165	
5	千住東二丁目自治会	H31/R1	2	57	67	
6	千住曙町自治会	H27	1	62	69	
7	千住関屋町会	H29	2	69	85	○
8	柳原東町会	R5	3	186	206	○
9	柳原西町会	H29	1	123	139	○
10	柳原南町会	H30	2	113	142	
11	柳原北町会	H31/R1	2	131	151	○
12	日ノ出町自治会	H31/R1	2	213	261	○
13	日ノ出町団地自治会	R4	3	322	383	○
14	千住東町住宅自治会	H27	1	52	63	
15	関屋ステーションハイツ自治会	H31/R1	2	37	43	○
16	北千住パークファミリア自治会	R4	2	57	66	
17	グリーンコーポ千寿自治会	H30	2	96	121	○
18	シテヌーブ北千住30自治会	H29	2	42	50	○
19	千住関屋町自治会	R5	3	40	46	○
20	コスモシティ北千住自治会	H31/R1	2	9	10	
21	コーシャハイム北千住自治会（休会中）	H31/R1	3	64	76	
22	イニシア千住曙町自治会	R3	2	12	16	
23	サングランド千住曙町自治会（注1）	H28	1	-	-	
24	千住橋戸町自治会	H31/R1	2	142	167	
25	千住河原町自治会	H30	3	258	312	○
26	千住仲町会	R5	5	373	448	○
27	千住緑町町会	R5	3	515	624	○
28	千住宮元町町会	H28	2	139	175	
29	千住中居町会	H29	2	160	204	
30	千住龍田町町会	R5	3	254	327	○
31	千住桜木町町会	H28	2	60	73	
32	千住桜木二丁目町会	R4	3	173	199	
33	リバーサイド桜木自治会	H30	2	43	48	
34	都営桜木町アパート一号楼自治会	H28	2	44	54	
35	都営桜木町アパート二号楼自治会	H29	2	154	169	
36	千住桜木一丁目都営アパート自治会	H30	2	100	122	
37	千住一丁目町会	H31/R1	2	110	126	
38	千住二丁目町会	H28	1	72	83	○
39	千住三丁目町会	H31/R1	2	160	192	○
40	千住四丁目町会	R4	2	304	361	○
41	千住五丁目町会	R3	2	130	161	
42	千住大川町東町会	H30	2	120	144	
43	千住大川町西町会	R4	3	196	238	○
44	千住大川町南町会	H29	1	66	89	
45	千住元町町会	R5	3	338	409	○
46	千住柳町々会	H30	2	212	251	
47	千住寿町南町会	H31/R1	2	134	154	
48	千住寿町北町会	R4	3	183	210	
49	都営千住元町団地一・二号楼自治会	H29	2	86	109	○
50	都営千住元町団地三・四号楼自治会	H28	1	54	56	
51	北千住第二ダイヤモンドマンション自治会	H29	1	6	8	



	区民事務所	町会・自治会名	調査実施状況（令和6年3月末）				わがまちの孤立ゼロプロジェクト（実施…○）注10
			直近調査年度（年度）	調査回数（回）	調査世帯数（世帯）	調査人数（人）	
52	江北	高野町会	H29	1	161	206	
53		下沼田町会	H30	2	293	360	
54		江北二丁目住宅自治会	H26	1	35	46	
55		上沼田町会	H29	1	242	319	
56		都営上沼田アパート東和会	H30	2	160	185	
57		都営上沼田アパートむつみ会	R5	3	79	95	○
58		堀之内町会	H29	1	63	77	
59		西新井本町住宅自治会	H28	2	57	71	
60		都営扇二丁目アパート自治会	H28	2	101	116	
61		江北一丁目自治会	H28	2	86	105	
62		ソフィア西新井自治会	H29	2	13	17	
63		扇サンハイツ町会	H28	2	38	47	
64		エンゼルハイム江北自治会	H29	2	17	23	
65		江北三丁目自治会	H28	2	50	68	○
66		江北一丁目第三自治会	H28	2	100	114	○
67		都営アパート扇10号棟自治会	H29	2	39	51	
68		都営江北四丁目アパート自治会	R5	2	236	268	
69		江南	小台町会	H31/R1	2	311	390
70	宮城町会		H30	2	323	397	
71	宮城第三団地自治会		H28	2	234	269	○
72	尾久橋スカイハイツ自治会		R4	3	55	67	
73	ラ・セーヌ小台自治会		R5	2	20	24	
74	ライオンズマンション荒川遊園アクアステージ自治会		R5	3	23	28	○
75	グランシティレイディアントタワー自治会		H28	1	6	8	
76	新田	新田町会	H28	2	448	544	
77		都営新田一丁目アパート自治会	H28	3	221	266	○
78		新田二丁目第二自治会	H28	2	5	5	
79		グランスイートハートアイランド自治会	R4	3	19	26	
80		オーベルグランディオハートアイランド自治会（注2） （ハートアイランド地区）	H26	1	-	-	
81	興本	本木東町会	H29	4	148	179	
82		本木西町会	H29	5	116	155	
83		本木北町みのり町会	H29	5	58	69	
84		本木南町会	H29	5	188	240	
85		本木三丁目北町会	H29	5	87	106	
86		扇一丁目寺地明和会	H29	5	57	70	
87		扇一丁目親友町会	H29	5	124	159	
88		扇一丁目協和会	H29	5	53	72	
89		扇一丁目親栄町会	H29	5	24	30	
90		扇一丁目北町会	H29	5	38	50	
91		扇南町会	H29	5	133	172	
92		扇三丁目町会	H31/R1	4	153	196	
93		興野町会	H29	5	413	522	
94		都営扇三丁目アパート自治会	R5	5	43	55	
95		扇一丁目第4アパート自治会	R5	6	142	179	
96		扇一丁目睦自治会	H29	5	83	101	
97		都営扇一丁目第二アパート自治会	H29	5	24	29	
98		梅田	本木一丁目町会	H30	3	178	220
99	本木一丁目中町会		H30	3	87	99	
100	本木一丁目南町会		H30	3	70	86	
101	関原二丁目南町会		H30	3	112	139	
102	関原三丁目東町会		H30	3	244	309	
103	中曽根町会		H30	3	236	290	
104	関原二丁目町会		H29	2	173	216	
105	関原三丁目町会		R4	4	339	411	○
106	梅田東町自治会		R4	4	297	346	○
107	梅田通町会		R4	4	387	469	○
108	梅田神明町自治会	H30	3	305	371	○	

	区民事務所	町会・自治会名	調査実施状況（令和6年3月末）				わがまちの孤立ゼロプロジェクト（実施…○）注10
			直近調査年度（年度）	調査回数（回）	調査世帯数（世帯）	調査人数（人）	
109	梅田	梅田本町自治会	H30	3	212	260	○
110		梅田上町自治会	H30	3	194	239	○
111		梅田稲荷町会	H30	3	137	167	○
112		梅田正和町会	H30	3	199	231	
113		梅田亀田町会	R5	4	143	174	○
114		梅田八丁目アパート自治会	H30	3	118	129	○
115		コープ野村梅島自治会	H30	3	68	87	○
116		マーシャンハイツ梅島自治会	H28	2	13	15	
117		梅島グリーンマンション自治会	H28	2	15	19	
118		朝日ブラザ梅田自治会	H30	3	15	20	
119		梅島ビューハイツ自治会	R5	4	28	38	○
120		プラウドシティ梅島自治会	H30	3	21	25	○
121		リライズガーデン西新井自治会	H30	3	22	27	
122	中央本町	足立高砂町会	H30	3	305	367	
123		五反野西町会	H30	3	361	427	○
124		足立東町会	H30	3	122	147	
125		足立日吉町会	H30	3	76	86	
126		足立四丁目町会	H30	3	277	334	
127		八千代自治会	H30	3	232	283	
128		中央本町若松町会	H30	3	150	170	
129		中央本町自治会	H30	3	70	85	
130		都営梅田三丁目アパート自治会	H28	2	15	18	
131		島根町会（注3）	H28	1	775	945	
132		梅島町会	H28	1	291	345	○
133		梅島栄町会	H29	2	89	107	
134		中央本町弥生町会	H30	2	45	55	
135		中央本町弥生自治会	H30	2	70	84	
136		梅島二丁目東町会	H27	1	68	81	
137		中央本町一丁目町会	R5	3	45	62	
138		中央本町栄町会	H30	2	59	68	
139		島根第二都住自治会	H29	2	22	30	○
140		島根四丁目住宅自治会	H29	2	25	32	○
141		島根四丁目第三自治会	R3	3	52	70	○
142		島根六月自治会	H31/R1	2	102	115	
143		ザ・ウィンベル中央公園自治会	H29	2	8	10	○
144		綾瀬西町会	H31/R1	2	90	112	
145		西綾瀬三丁目自治会	H29	2	64	77	
146		西綾瀬町会	H28	2	345	444	
147		西綾瀬四丁目自治会	H30	2	26	32	
148		西綾瀬三丁目第二自治会	H29	2	73	81	○
149		弘道一丁目町会	H31/R1	2	212	260	○
150		弘道一丁目第二自治会	H31/R1	2	10	13	
151		弘道一丁目第4自治会	H31/R1	2	13	22	
152		弘道二丁目町会	H28	1	92	105	
153		弘道二丁目中央自治会	R3	2	103	125	○
154		青井二丁目町会	H26	1	125	147	
155		弘道二丁目梅の自治会	H27	1	90	97	
156		弘道第三団地自治会	H31/R1	2	40	49	
157		弘道一丁目自治会	H27	1	33	37	
158	弘道二丁目五月自治会	H27	1	13	17		
159	五反野第2スカイハイツ自治会	H30	2	18	31	○	
160	弘道一丁目第5自治会	H30	2	18	22		
161	青井二丁目二ツ家町会	H27	1	39	48		
162	青井三丁目町会	H30	2	146	179	○	
163	青井兵和町会	R5	2	33	42	○	
164	青井第一自治会	R4	3	71	98	○	
165	青井一丁目町会	H28	2	107	135		
166	青井四丁目二ツ家本町会	H31/R1	2	57	76		

	区民事務所	町会・自治会名	調査実施状況（令和6年3月末）				わがまちの孤立ゼロプロジェクト（実施…○）注10
			直近調査年度（年度）	調査回数（回）	調査世帯数（世帯）	調査人数（人）	
167	中央本町	青井四丁目住宅自治会	H30	2	31	35	
168		青井四丁目第六住宅自治会	H26	1	16	21	
169		青井四丁目第三自治会	H25	1	10	13	
170		西加平町会	H29	1	84	106	
171		青井六丁目町会	H27	1	102	128	
172		中央本町三丁目町会	H27	1	65	71	
173		中央本町四丁目町会	H29	1	136	170	
174		中央本町五丁目町会	R4	2	108	137	
175		中央本町五丁目住宅親交会	H27	1	57	72	
176		中央本町四丁目団地自治会	H31/R1	2	139	175	
177		青井五丁目住宅供給公社自治会	H29	2	29	39	○
178		五反野スカイハイツ自治会	H31/R1	2	62	81	○
179		青井五丁目睦自治会	H26	1	12	15	
180		青井六丁目アパート自治会	H31/R1	2	26	34	
181		青井三丁目中央自治会	H31/R1	2	117	144	
182		日商岩井綾瀬マンション自治会	R5	3	93	114	
183		青井三丁目東自治会	H31/R1	2	11	12	
184		都営青井二丁目住宅自治会	H29	2	2	2	
185		青井四丁目緑会	H30	2	33	43	
186		ダイアパレス綾瀬自治会	R5	3	20	26	○
187		青井四丁目第四自治会	H29	2	7	12	○
188		青井四丁目第五自治会	H29	2	38	47	
189		グリーンパーク第5綾瀬自治会	H26	1	7	7	
190		ビューネ北綾瀬自治会	H29	1	3	5	
191		五反野第3スカイハイツ自治会	H26	1	25	31	
192	五反野住宅自治会	H31/R1	2	51	73	○	
193	中央本町4丁目2号棟自治会（注4）	H31/R1	2	4	4		
194	中央本町四丁目三号棟自治会（注4）（休会中）	H31/R1	2	5	7		
195	中央本町四丁目一号棟自治会（注4）	H31/R1	2	3	3		
196	東綾瀬	綾瀬自治会	H29	2	323	390	
197		東和一丁目自治会	H29	2	121	149	
198		綾瀬東町会	H28	2	335	407	
199		普賢寺自治会	R5	3	408	491	○
200		蒲原自治会	H31/R1	3	329	392	
201		上谷中町自治会	H29	2	127	156	○
202		下谷中町自治会	H31/R1	2	125	155	
203		普賢寺住宅自治会	H29	2	50	65	
204		東淵江自治会	H28	2	178	228	
205		蒲谷自治会	H30	2	188	252	
206		綾瀬七丁目団地自治会	R4	3	114	130	
207		パークタウン東綾瀬自治会	R5	4	345	458	○
208		東綾瀬自治会	R5	3	381	465	○
209		綾瀬五・六丁目自治会	H28	2	209	254	○
210		綾瀬三丁目自治会	H28	2	138	166	
211		トーキョーガーデンズスイート自治会	H31/R1	2	14	17	
212	中川	大谷田東自治会	H30	2	180	215	
213		隅田自治会	H31/R1	3	337	405	
214		長門南部町会	H29	2	143	182	○
215		長門東部自治会	H30	2	154	192	
216		長門北部自治会	H30	2	29	35	○
217		長門西町会	H28	2	91	109	
218		大谷田二丁目自治会	H31/R1	3	76	105	○
219		東和二丁目自治会	H28	2	174	214	
220		東和二丁目西自治会	H30	2	98	117	
221		東和四丁目自治会	H30	2	131	155	○
222		東和四丁目南部自治会	H29	2	35	40	○
223		東和DM自治会（休会中）	-	-	-	-	
224		東和四丁目第三団地自治会（休会中）	H27	1	6	8	
225		ファミール亀有老番館自治会	H31/R1	2	11	12	

	区民事務所	町会・自治会名	調査実施状況（令和6年3月末）				わがまちの孤立ゼロプロジェクト（実施…○）注10
			直近調査年度（年度）	調査回数（回）	調査世帯数（世帯）	調査人数（人）	
226	中川	ファミール亀有弐番館自治会	H30	2	15	18	
227		LM綾瀬谷中公園自治会	H30	2	10	11	
228		ザ・レジデンス東京イースト中川自治会（休会中）	R4	3	14	17	
229		東和四丁目第二アパート自治会	H30	2	10	11	
230	佐野	大谷田上自治会	H29	2	160	184	
231		大谷田西部自治会	H28	2	294	355	
232		佐野一丁目町会	H29	1	68	92	
233		大谷田一丁目団地自治会	H30	2	285	342	○
234		六木一丁目町会	H30	2	71	89	
235		六木二丁目町会	H29	2	39	49	
236		六木団地自治会	H30	3	392	499	○
237		谷中北町会	H29	2	113	125	○
238		佐野二丁目北町会	H31/R1	2	96	117	
239		佐野二丁目南町会	H30	2	116	144	
240		ボナハイツ中川自治会	H29	1	92	117	
241		大谷田五丁目町会	H29	2	190	226	
242		中川ビューハイツ自治会	H31/R1	2	18	21	
243		ライオンズプラザ北綾瀬自治会	H31/R1	3	48	60	○
244		都営大谷田自治会	H28	2	19	20	
245		神明上町会	H29	2	48	61	
246		神明東町会	H30	2	71	94	
247		神明仲町会	H30	2	114	140	
248		加平町会	H28	2	269	320	
249		北加平町会	H29	2	106	131	
250		六木三丁目町会	H30	2	115	153	
251		六木四丁目町会	R5	4	155	207	○
252		辰沼町会	H31/R1	2	224	278	○
253		辰沼第二自治会	H28	2	74	90	
254		辰沼団地自治会	H28	2	88	108	
255		シャルム綾瀬自治会	R5	4	50	63	
256		六木三丁目自治会	H28	2	35	45	
257		神明南町会	H31/R1	3	277	376	
258		ライオンズガーデン辰沼自治会	H31/R1	2	3	4	
259	神明2丁目自治会	H30	2	11	13		
260	保塚	南花畑下沼町会	H28	2	86	102	
261		榎戸町会	H28	2	94	123	
262		堺田町会	H28	2	62	85	
263		花保町会	H31/R1	2	337	435	○
264		内匠本町町会	H28	2	55	65	
265		花畑第三団地自治会	H26	1	232	280	
266		花保親交町会	H28	2	82	101	
267		東保木間一丁目都住自治会	H28	2	21	24	
268		平野町会	H28	2	154	193	
269		平野竹親町会	H30	3	75	106	
270		六町町会	H28	2	112	141	
271		六町三丁目町会	H28	2	72	96	
272		保塚町町会	H28	2	189	240	
273		一ツ家一丁目町会	H28	2	83	100	
274		一ツ家二丁目町会	H31/R1	3	115	142	○
275		一ツ家三丁目町会	R5	3	139	180	
276		一ツ家四丁目町会	H28	2	32	41	
277		六町二丁目町会	H28	2	59	77	
278		平野一丁目団地自治会	H31/R1	3	70	81	○
279		都住平野三丁目団地自治会	H28	2	70	85	
280		東栗原団地自治会	H28	2	260	293	○
281	平野三丁目18番地自治会	R4	4	90	109	○	
282	花畑	鷺宿町会	H28	2	98	126	○
283		外ヶ原町会	H30	2	35	49	

	区民事務所	町会・自治会名	調査実施状況（令和6年3月末）				わがまちの孤立ゼロプロジェクト（実施…○）注10	
			直近調査年度（年度）	調査回数（回）	調査世帯数（世帯）	調査人数（人）		
284	花畑	仲組三丁目町会	H29	2	76	94		
285		堤根町会	H28	2	148	181		
286		前通り町会	H30	2	97	117		
287		花畑四丁目都住自治会	H29	1	9	10		
288		花畑団地自治会	R5	3	750	946	○	
289		保木間第五団地自治会	R5	3	450	557	○	
290		花畑七丁目団地自治会	H28	2	48	55		
291		花畑第五都住自治会	H28	2	35	47		
292		花畑第六都住自治会	H28	2	15	18		
293		会組町会	H30	2	57	68		
294		桑袋団地自治会	H28	2	263	319	○	
295		花畑西町会	H30	2	17	19		
296		保木間五丁目自治会	H28	2	16	21		
297		南花畑自治会	H28	2	6	7		
298		南花畑第二自治会	H30	2	2	2		
299		保木間11自治会	H27	1	10	10		
300		エステート花畑自治会	H29	2	34	48		
301		仲組四丁目町会	H28	2	72	92		
302		花畑八丁目団地自治会	H30	2	11	11		
303		ベルドゥームル竹の塚自治会	H27	1	3	4		
304		竹の塚	水神町会	H31/R1	2	151	180	
305			西保木間二丁目町会	H28	2	44	53	○
306			原町会	H30	2	74	94	
307			名地共和会	H28	2	13	18	
308	名地町会		H27	1	73	88		
309	在家町会		H28	1	102	119		
310	前保木間親睦町会		H29	2	144	184		
311	三の輪町会		H26	1	57	68		
312	若宮自治会		H30	4	176	208	○	
313	南保木間町会		H28	2	188	229		
314	北増田橋町会		H28	2	90	113		
315	南増田橋町会		H28	2	8	10		
316	第二都住会		H28	3	73	82		
317	第五住宅会		H30	3	44	55	○	
318	竹の塚南町会		H31/R1	2	108	142		
319	竹の塚中町会		H31/R1	3	162	196		
320	竹の塚上町会		H30	3	263	328	○	
321	六月町会		H28	2	382	475		
322	水無月会		H28	2	4	5		
323	第八六月自治会		H31/R1	2	11	15		
324	東保木間町会		R5	12	263	345	○	
325	都営住宅六月むつき自治会		H28	2	34	42		
326	都営西保木間二丁目団地自治会		R3	3	53	61		
327	西保木間都住自治会		H28	2	79	96	○	
328	西保木間四丁目都住自治会		H27	2	227	270	○	
329	竹の塚スカイタウン町内会		H30	2	69	82		
330	西保木間大曲自治会		H28	2	10	14		
331	都営西保木間一丁目自治会		H28	2	24	31		
332	六月中央自治会		H28	2	46	56	○	
333	東京都住宅供給公社西保木間住宅自治会		H27	1	46	56		
334	竹の塚六丁目アパート2号棟自治会		H28	2	45	54		
335	西保木間三丁目むつみ会		H28	2	22	26		
336	竹七東町会		H28	2	18	23		
337	西保木間自治会		H28	2	12	15		
338	新緑自治会	H29	2	28	34			
339	都営竹の塚団地第一自治会	H28	2	54	66			
340	都市再生機構竹の塚第一団地自治会	H31/R1	3	471	598	○		
341	都市再生機構竹の塚第二団地自治会	R4	4	252	328	○		

	区民事務所	町会・自治会名	調査実施状況（令和6年3月末）				わがまちの 孤立ゼロ プロジェクト (実施…○) 注10
			直近調査年度 (年度)	調査回数 (回)	調査世帯数 (世帯)	調査人数 (人)	
342	竹の塚	都市再生機構竹の塚第三団地自治会	H28	2	200	234	
343		第一保木間アパート自治会	H28	2	39	50	
344		保木間第四アパート自治会	H28	2	241	265	○
345		保木間第四団地新館自治会	H29	2	104	127	
346		竹の塚三丁目町会	H29	3	48	61	
347		竹の塚七丁目団地自治会	H28	1	186	216	
348		都営六月町団地自治会	H28	2	67	76	
349		竹の塚マンション自治会	H30	3	48	63	
350		都営保木間町アパート自治会	R5	17	184	235	○
351		日商岩井竹の塚マンション自治会	H28	2	20	23	
352		西保木間中央自治会	H28	2	8	12	○
353		保木間四丁目自治会	H28	2	12	17	
354		マンハイム竹の塚自治会	H28	1	10	12	
355		六月一丁目第2自治会	H28	2	18	20	
356		六月自治会	H28	2	30	34	
357		竹の塚6丁目第3自治会	H27	1	4	5	
358		洋伸竹ノ塚マンション自治会	H28	2	11	16	
359		竹の塚6丁目アパート自治会	H28	2	11	14	
360		竹の塚ビューハイツ自治会	R3	4	23	26	○
361		カインドステージ竹ノ塚自治会	H27	1	3	3	
362	ライオンズスクエア竹の塚自治会（注5）	H31/R1	2	3	3		
363	西新井	西新井東町会	H30	2	161	197	
364		西新井本町二丁目町会	H31/R1	2	114	134	○
365		興野北町会	H28	2	503	600	
366		東京都住宅供給公社興野町住宅自治会	R5	2	243	304	
367		都営西新井本町四丁目アパート自治会	H30	2	6	6	
368		フレール西新井第一公団自治会	H31/R1	2	44	57	
369		フレール西新井第二自治会	H28	1	65	91	
370		扇三丁目第二団地自治会	R3	2	62	76	○
371		栗原町会（注6）	H27	1	565	706	○
372		西新井栄町二丁目町会	H30	2	77	87	
373		栗原南町会	H31/R1	2	55	67	
374		都営栗原1丁目アパート自治会	H31/R1	2	83	107	
375		あみだばし自治会	H29	2	64	73	
376		西新井本町2丁目アパート自治会	H31/R1	2	45	54	
377		西新井六丁目アパート自治会	H29	1	51	60	
378		西新井北町会	H29	2	124	150	
379		栗原団地自治会	H28	2	177	225	
380		西新井町会	H26	1	65	72	
381		西新井1・2町会	H27	1	34	41	
382		西新井本町一丁目町会	H30	2	110	134	
383		西新井緑町会	H29	2	204	237	
384		西新井仲町会	R5	3	149	180	○
385		西新井中央町会	H28	2	285	361	
386		西新井15部町会	H31/R1	2	68	85	
387		西新井西町会	H29	1	67	83	
388		西新井本町一丁目東町会（休会中）	-	-	-	-	
389		東京アクアージュ自治会	H31/R1	2	22	30	
390		秀和西新井レジデンス自治会	H29	2	21	27	
391	ザ・スタジオ自治会	H31/R1	2	43	55		
392	レコシティグランデ自治会	H31/R1	2	15	18		
393	西新井本町3丁目A P自治会（注7）	H27	1	57	66		
394	伊興	伊興町自治会	H28	2	291	374	
395		伊興北根町会	R5	3	280	351	
396		都市再生機構西新井第三団地自治会	H29	2	167	216	
397		伊興西町会	H31/R1	2	323	416	
398		伊興中央町会	R4	3	566	714	
399		伊興北町会	H28	1	151	195	
400		伊興町アパート自治会	H28	2	45	54	

	区民事務所	町会・自治会名	調査実施状況(令和6年3月末)				わがまちの孤立ゼロプロジェクト(実施…○)注10
			直近調査年度(年度)	調査回数(回)	調査世帯数(世帯)	調査人数(人)	
401	伊興	伊興仲町会	H31/R1	2	161	199	
402		西新井四丁目諏訪木町会	H29	2	59	74	
403		西新井四丁目自治会	H29	2	105	132	
404		東伊興町会	H28	2	120	148	
405		狭間町会	H27	1	32	39	
406		伊興南町会	H29	1	122	143	
407		伊興東町会	H29	2	182	217	
408		伊興五丁目アパート自治会	R5	3	12	15	○
409		伊興英知自治会	H26	1	20	30	
410		伊興町前沼アパート自治会	H30	2	9	9	
411		伊興四丁目住宅自治会	H29	2	15	17	
412		伊興三丁目アパート自治会	H29	1	39	46	○
413		伊興二丁目自治会(注8)	R3	3	3	3	○
414		伊興町第2アパート自治会	H31/R1	2	56	67	
415	鹿浜	鹿浜押部町会	H29	2	422	528	
416		鹿浜東町会	H29	2	208	252	
417		鹿浜古内町会	H29	2	103	125	
418		鹿浜靴屋町会	H30	2	138	169	
419		鹿浜島町会	H30	2	162	214	
420		皿沼町会	R5	5	305	389	○
421		加賀町会	R4	3	204	255	
422		谷在家町会	H29	2	170	213	
423		椿町会	H30	2	114	146	
424		皿沼東町会	H26	1	16	22	
425		都住谷在家団地自治会	R5	3	260	334	○
426		鹿浜団地自治会	H30	2	62	79	
427		上沼田第三アパート自治会	H25	1	205	249	
428		北鹿浜第二都住自治会	H29	2	110	123	
429		日本住宅公団江北六丁目団地自治会	R3	4	336	412	○
430		都営鹿浜五丁目団地自治会	H28	2	149	182	
431		都営鹿浜五丁目団地北部自治会	H28	2	102	135	○
432		都住加賀二丁目自治会	H31/R1	2	85	105	
433	舎人	舎人町会	H30	2	712	925	
434		入谷町会	H31/R1	2	395	489	
435		古千谷本町町会	H29	2	371	467	○
436		都住舎人自治会	R4	3	350	436	○
437		都住足立入谷自治会	H28	2	39	49	
438		入谷町第2アパート自治会	H28	2	7	9	
439		アビダス舎人テラス自治会(注9)	H31/R1	2	177	224	

注1 「No.23 サングランデ千住曙町自治会」については、「No.6 千住曙町自治会」にて1回目調査済み  
 注2 「No.80 オーベルグランディオハートアイランド自治会」については、「ハートアイランド地区」にて1回目調査済み  
 注3 「No.131 島根町会」については、五つの支部ごとに調査実施。地域部 第一部、第三部は令和5年度に2回目調査を実施。  
 注4 「No.193 中央本町4丁目2号棟自治会」～「No.195 中央本町四丁目一号棟自治会」については、  
 「No.176 中央本町四丁目団地自治会」にて1回目調査済み  
 注5 「No.362 ライオンズスクエア竹の塚自治会」については、「No.305 西保木間二丁目町会」にて1回目調査済み  
 注6 「No.371 栗原町会」については、十一の支部ごとに調査実施。第九、第十一支部は令和元年度に2回目、第五支部は令和4年度に3回目調査を実施。  
 注7 「No.394 西新井本町3丁目A P自治会」については、「No.365 西新井本町三丁目自治会(休会中)」にて1回目調査済み  
 注8 「No.414 伊興二丁目自治会」については、「No.399 伊興中央町会」にて1回目調査済み  
 注9 「No.440 アビダス舎人テラス自治会」については、「No.435 入谷町会」にて2回目調査済み  
 注10 わがまちの孤立ゼロプロジェクトは、町会・自治会として登録されていないマンション管理組合2団体を含む110団体が登録(令和6年3月末現在)。